



一般社団法人

日本クレジット協会

成年年齢引下げに伴う 18～19歳との契約等の 実態把握のための調査 (2021年度調査結果)

<調査概要>

- 調査対象：包括信用購入あっせん業者 248社
個別信用購入あっせん業者 146社
- 調査時期：2021年11月15日～2021年12月10日

<調査回答者の標本構成>

- 調査有効回答数：包括信用購入あっせん業者 248社
個別信用購入あっせん業者 146社
- 調査票回収率：包括信用購入あっせん業者 100%
個別信用購入あっせん業者 100%

目次（包括信用購入あっせん業者）

1.包括信用購入あっせん業者

(1)学生との契約を認めるか

(2)学生以外との契約を認めるか

(3)各事業者による自主的な取組

- ①30万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している
- ②収入(支払の原資)を確認している
- ③他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額に設定している
 - 1)最大極度額
 - 2)極度額を少額に設定していても例外を認めている
 - 3)極度額を少額に設定していても例外を認めている理由
 - 4)極度額を少額に設定していない理由
- ④クレジットカード申込時又は交付時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする
- ⑤親権者等の同意を条件とする

目次（包括信用購入あっせん業者）

- ⑥親権者等の連帯保証を条件とする
- ⑦クレジットカード交付時に、親権者等に契約の事実を通知する
- ⑧各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への現在の取組】
- ⑨各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への現在の取組】
- ⑩各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への今後の取組】
- ⑪各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への今後の取組】

(4)連鎖販売取引への対応

- ①18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関するものの割合・取組んでいる内容

(5)成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

- ①2022年4月1日以降の成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいるか

目次（個別信用購入あっせん業者）

2.個別信用購入あっせん業者

(1)学生との契約を認めるか

(2)学生以外との契約を認めるか

(3)各事業者による自主的な取組

- ①10万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している
- ②収入(支払の原資)を確認している
- ③他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額に設定している
 - 1)最大信用供与額
 - 2)信用供与額を少額に設定していても例外を認めている
 - 3)信用供与額を少額に設定していても例外を認めている理由
 - 4)2.-(3)-3)において「生活に必要な商材」と回答した社の具体例
 - 5)信用供与額を少額に設定していない理由
- ④契約締結時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする

目次（個別信用購入あっせん業者）

- ⑤親権者等の同意を条件とする
- ⑥親権者等の連帯保証を条件とする
- ⑦契約締結後に、親権者等に契約の事実を通知する
- ⑧各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への現在の取組】
- ⑨各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への現在の取組】
- ⑩各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への今後の取組】
- ⑪各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への今後の取組】

(4)連鎖販売取引への対応

- ①連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいるか
- ②連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、契約の締結を取りやめた割合は、自社の連鎖販売取引に係る個別クレジット契約のうち、年間どれくらいの割合か

目次（個別信用購入あっせん業者）

- ③18～19歳の顧客に対して連鎖販売取引に係る個別クレジット契約を認めているか
- ④連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について、18～19歳の顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、契約の締結を取りやめた割合は、自社の18～19歳の連鎖販売取引に係る個別クレジット契約のうち、年間どれくらいの割合か
- ⑤18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関するものはどれくらいの割合か

(5)成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

- ①2022年4月1日以降の成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいるか

【本調査結果の留意事項】

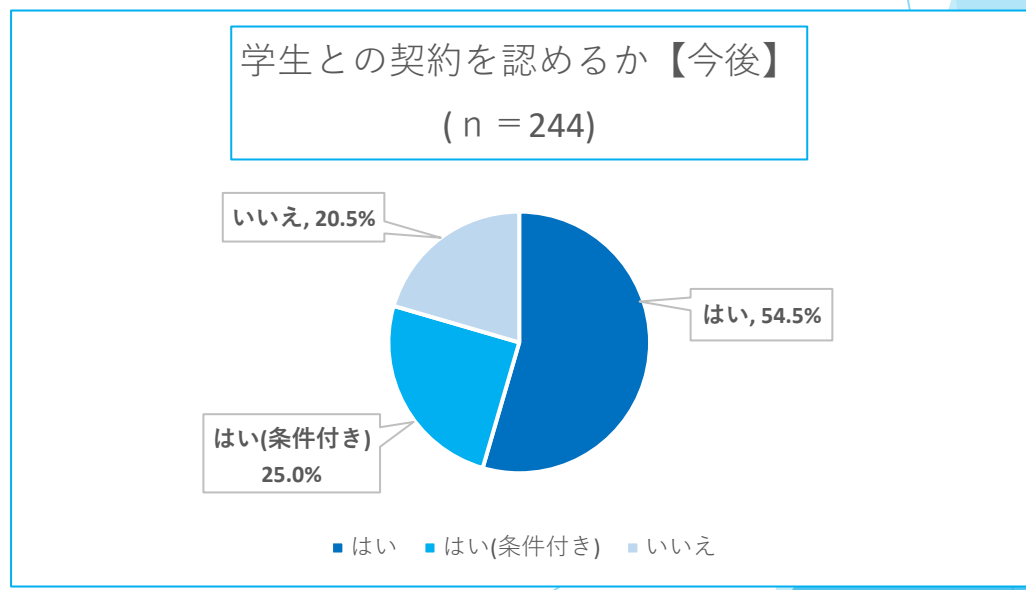
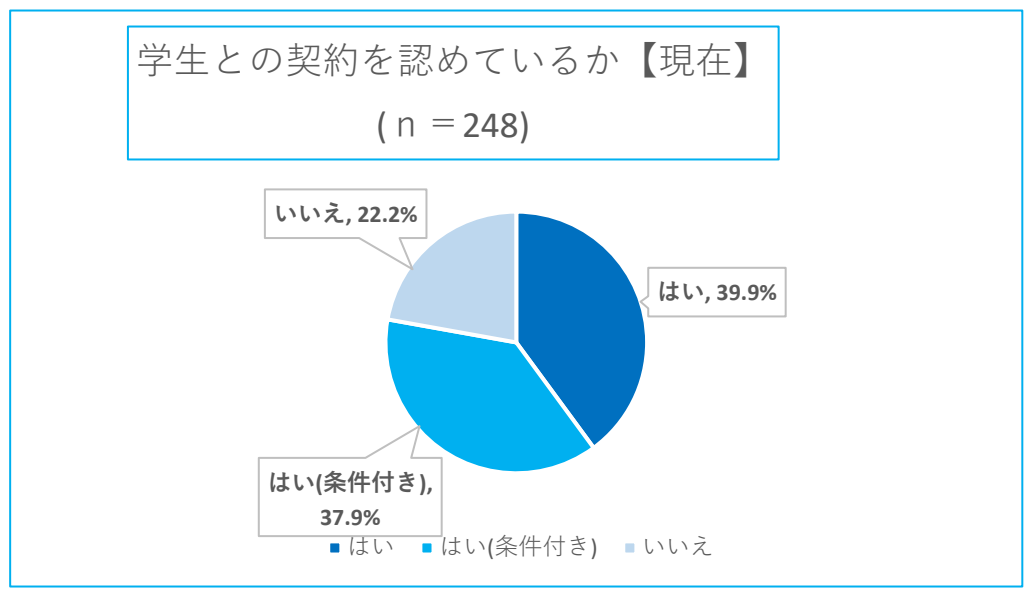
- ・本調査結果内の割合は、単位未満を四捨五入しています。

1. 包括信用購入あっせん業者

(1) 学生との契約を認めるか

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の契約状況
包括信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生との契約を認めると回答した割合は、はい39.9%(99社)、はい（条件付き）37.9%(94社)、併せて77.8%(193社)となっている。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の契約状況
包括信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生との契約を認めると回答した割合は、はい54.5%(133社)、はい（条件付き）25.0%(61社)、併せて79.5%(194社)となっている。
- ◇ はい(条件付き)と回答した社の補足事項※
 - ・現在の学生に対し、34社が高校生は契約不可、3社が収入があると回答。その他意見として・基本的に「家族カード」での発行を推奨している。・高校生の場合は、自動車教習所からの紹介のみ対応している。等があった。
 - ・今後の学生に対し、33社が高校生は契約不可、3社が収入があると回答。その他意見として・学生専用カードを発行する。等があった。

※補足事項 = はい（条件付き）又ははい(状況による)の場合、任意で記入を依頼したもの。次スライド以降も同様。



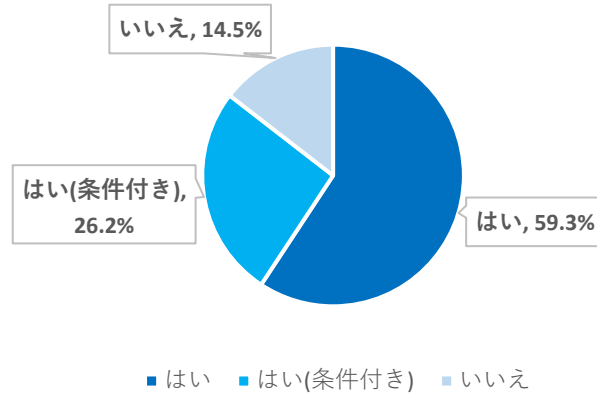
※今後については検討中のため回答不可であった4社を抜き、分母を244としている。

1. 包括信用購入あっせん業者 (2) 学生以外との契約を認めるか

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の契約状況
包括信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生以外との契約を認めると回答した割合は、はい59.3%(147社)、はい（条件付き）26.2%(65社)、併せて85.5%(212社)となっている。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の契約状況
包括信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生以外との契約を認めると回答した割合は、はい72.5%(177社)、はい（条件付き）16.8%(41社)、併せて89.3%(218社)となっている。
- ◇ はい(条件付き)と回答した社の補足事項
 - ・現在の学生以外に対し、10社が収入がある、3社が有職者であると回答。
 - ・今後の学生以外に対し、10社が収入がある、7社が有職者であると回答。

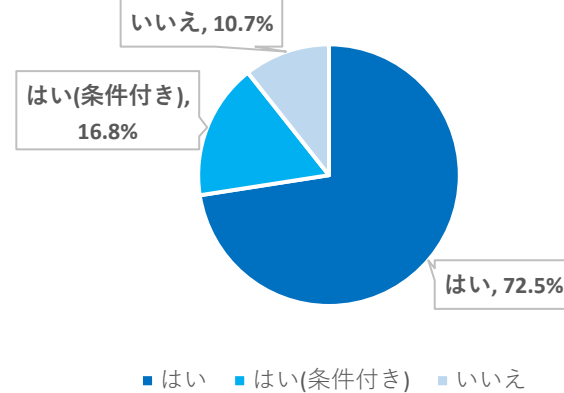
学生以外との契約を認めているか【現在】

(n = 248)



学生以外との契約を認めるか【今後】

(n = 244)



※今後については検討中のため回答不可であった4社を抜き、分母を244としている。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

① 30万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の支払可能見込額調査の実施状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した79.3%(153社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した87.7%(186社)が支払可能見込額調査を実施していると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の支払可能見込額調査の実施状況

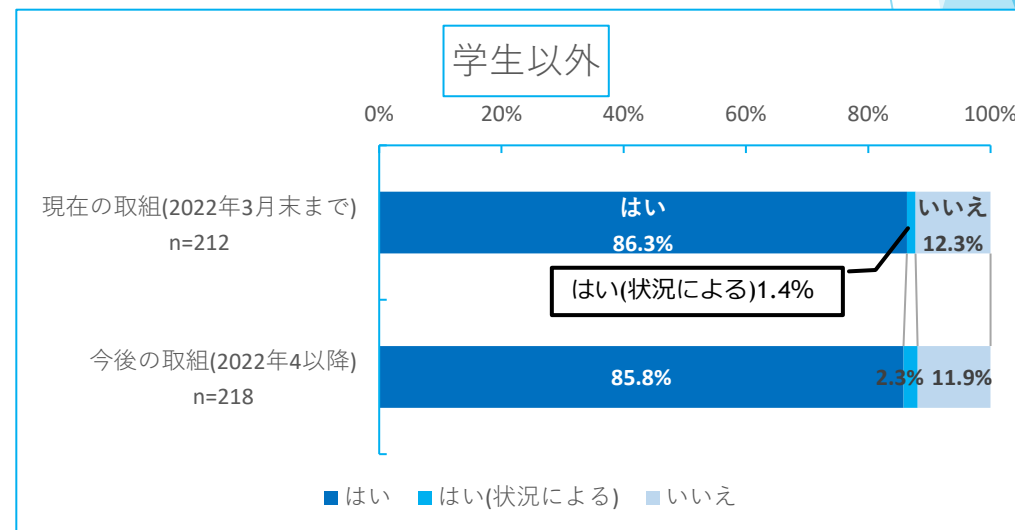
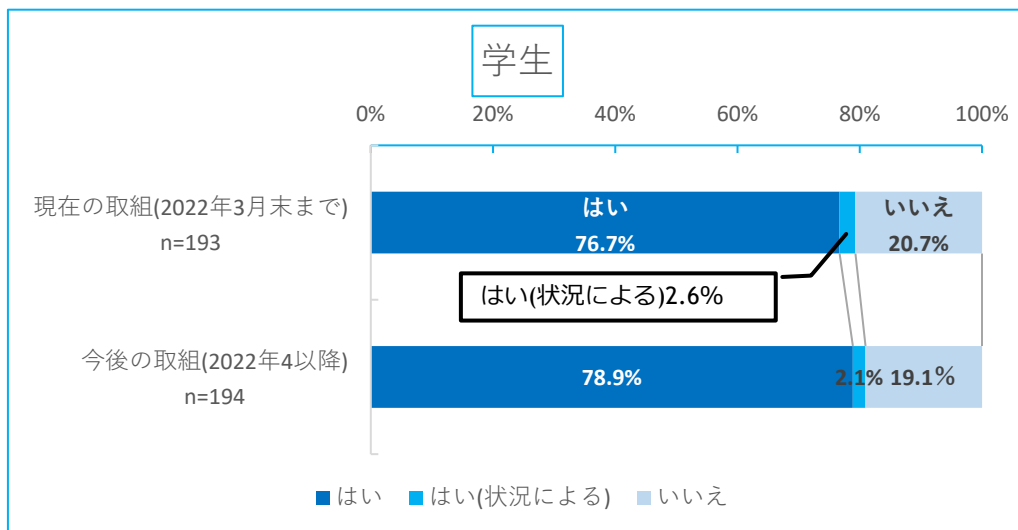
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した81.0%(157社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した88.1%(192社)が支払可能見込額調査を実施する予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項

- ・無し

※(30万円以下の調査の特例とは)

「極度額が30万円以下の新規カード及び更新カード等の交付等又は極度額の増額」に該当する場合は原則支払可能見込額の調査義務が免除となること。以下同じ。

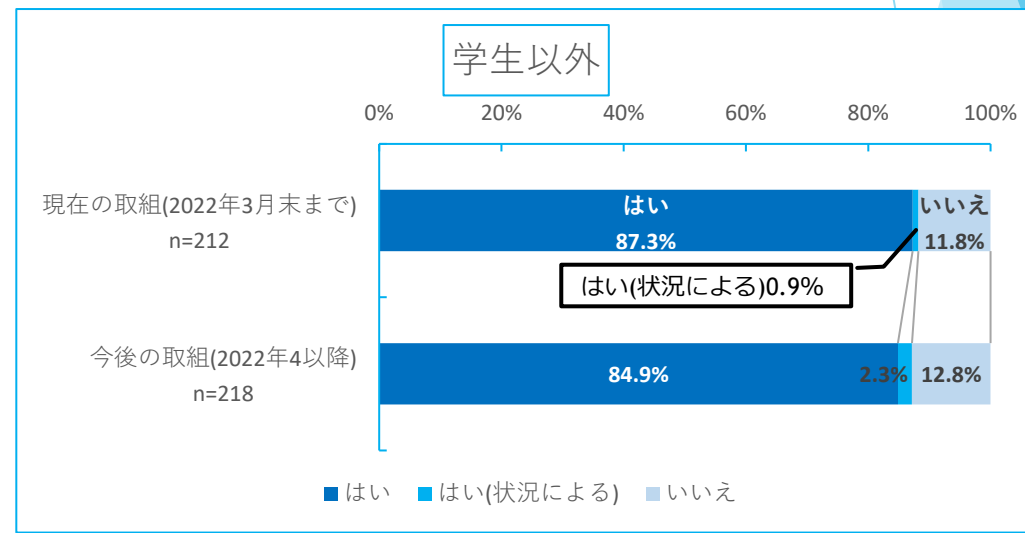
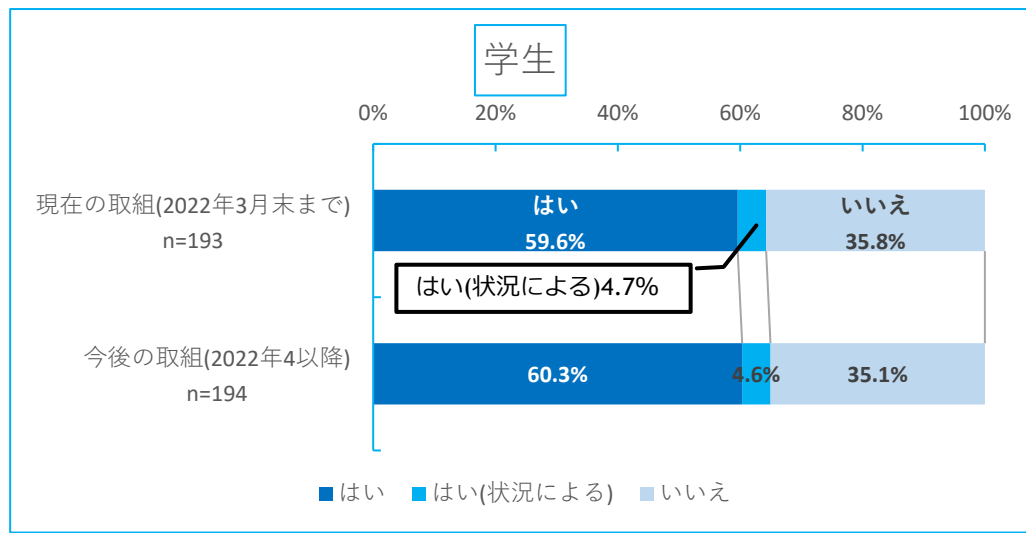


1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

② 収入(支払の原資)を確認している

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の収入（支払の原資）確認の実施状況
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した64.3%(124社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した88.2%(187社)が収入（支払の原資）確認を実施していると回答。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の収入（支払の原資）確認の実施状況
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した64.9%(126社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した87.2%(190社)が収入（支払の原資）確認を実施する予定と回答。
- ◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項
・（学生への現在の対応に対し）パート、アルバイトを行っているという申告があった場合は、勤務先名と収入を取得している。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の極度額の設定状況

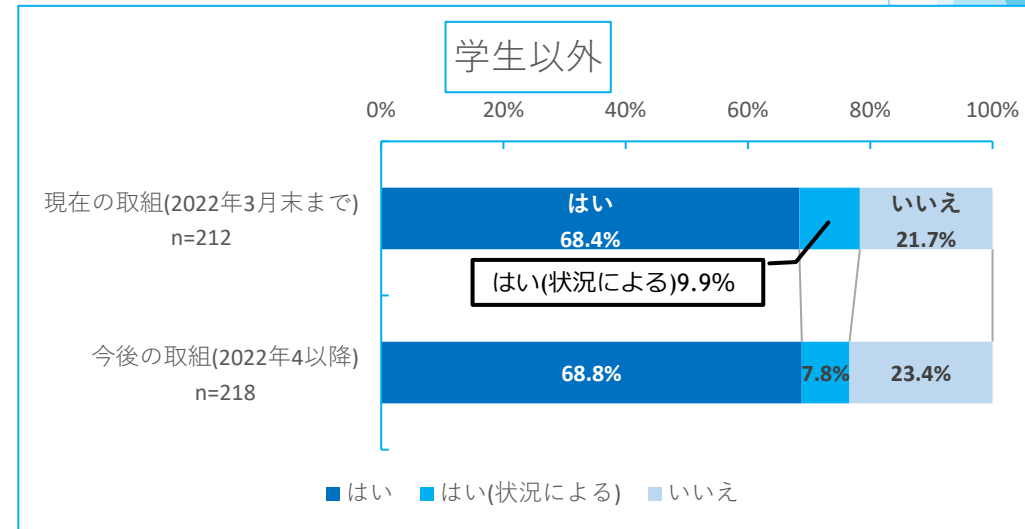
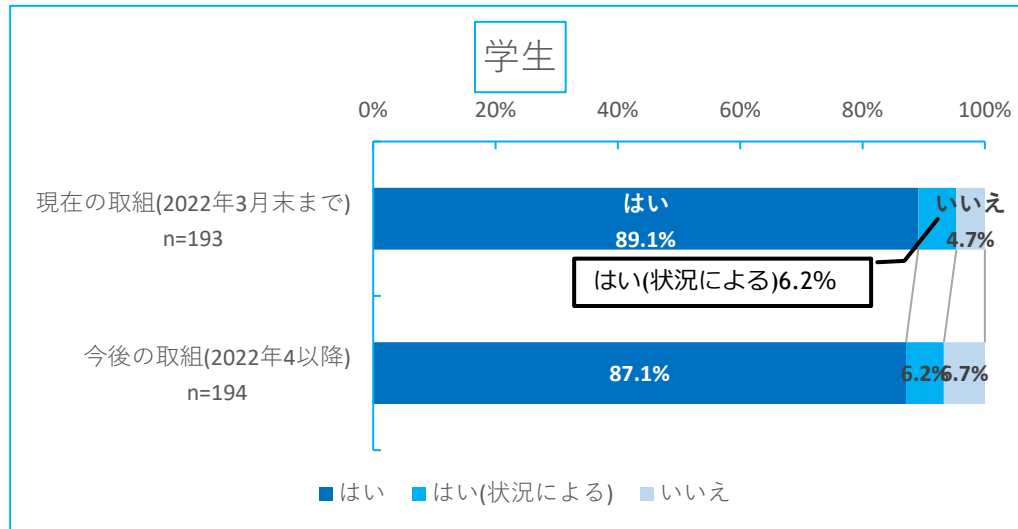
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した95.3%（184社）、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した78.3%（166社）が他の年齢層の顧客（20歳以上）と比較して、極度額を少額にしていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の極度額の設定状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した93.3%（181社）、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した76.6%（167社）が他の年齢層の顧客（20歳以上）と比較して、極度額を少額にする予定と回答。

◇ はい（状況による）と回答した社の補足事項

- ・（学生、学生以外への現在、今後の対応に対し）年齢の区別でなく、社会人・学生で区別している。
- ・（学生、学生以外への現在、今後の対応に対し）24歳以下の会員に関しては通常会員よりも極度額を少額に設定している。



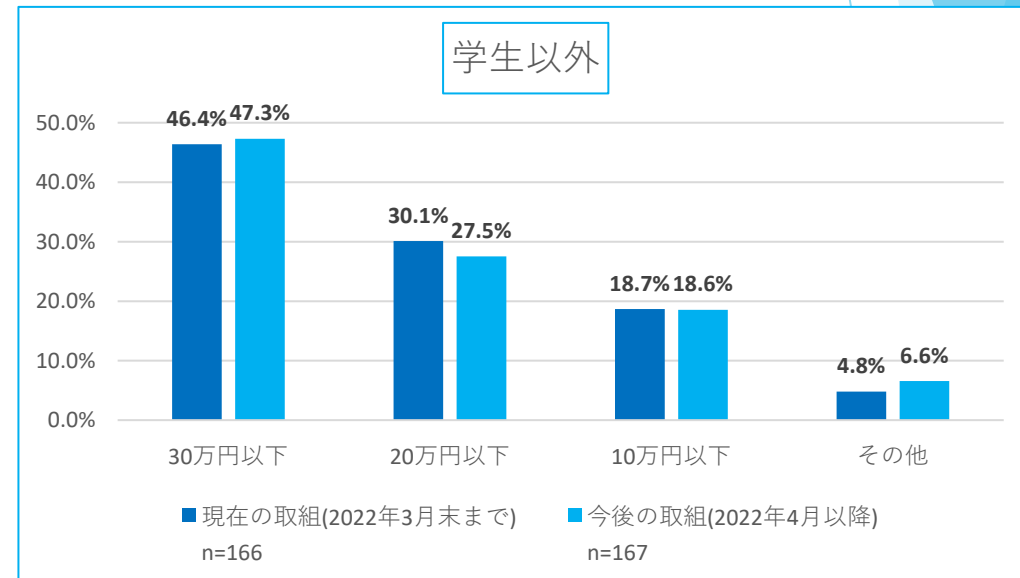
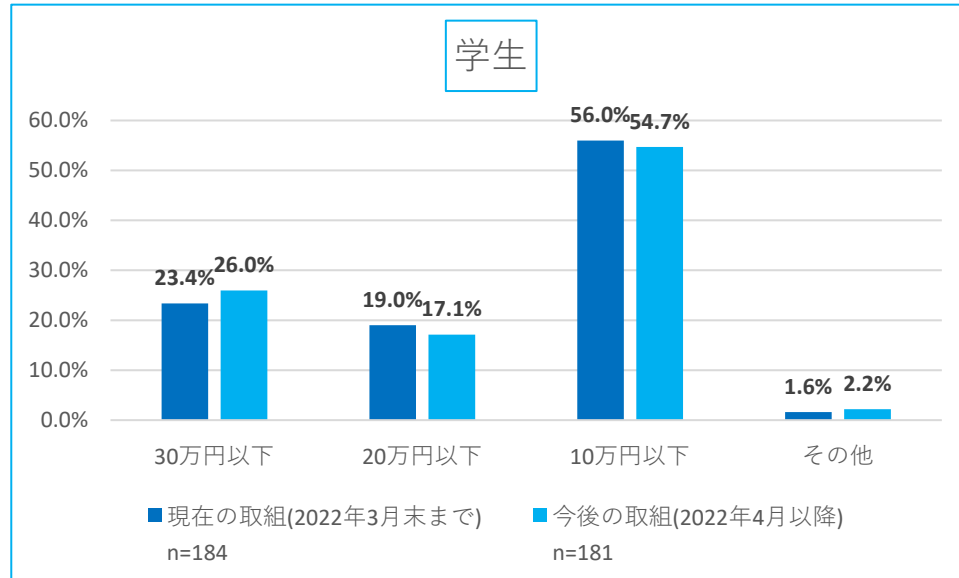
1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

1) 最大極度額

◆ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしていると回答した社のうち、学生並びに学生以外に対する最大極度額は以下の通り。

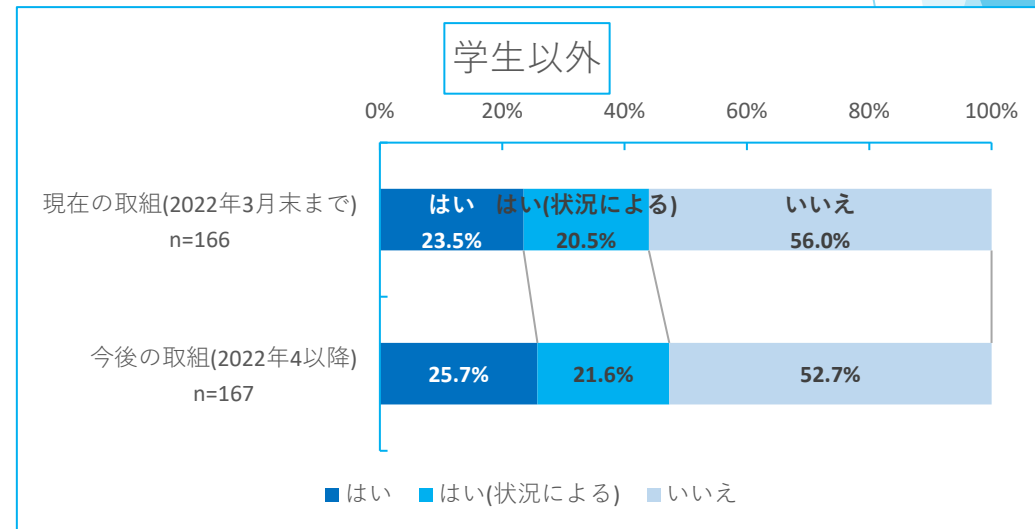
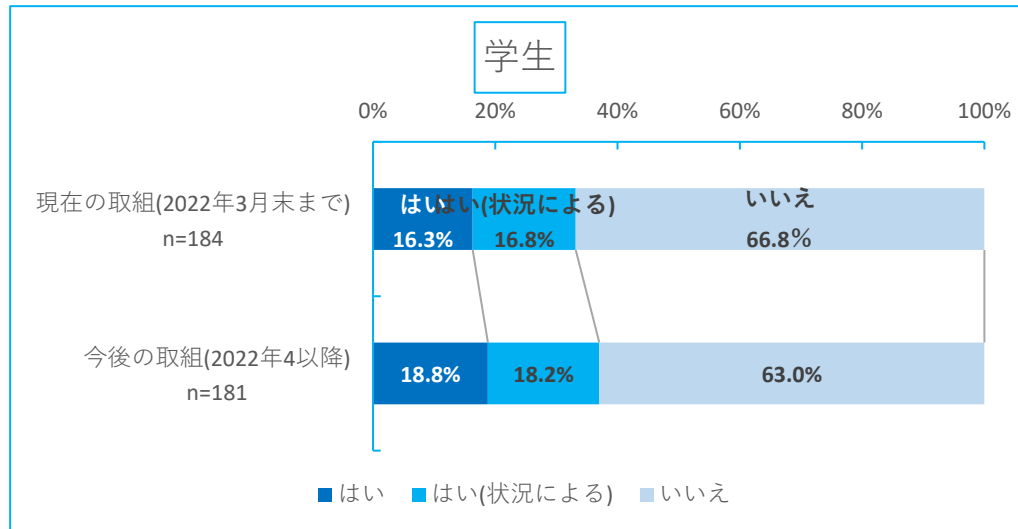


1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている 2) 極度額を少額に設定していても例外を認めている

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の極度額の設定状況
他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生に対し極度額を少額にしていると回答した184社のうち、はい、はい（状況による）と回答した33.1%(61社)、他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生以外に対し極度額を少額にしていると回答した166社のうち、はい、はい（状況による）と回答した44.0%(73社)が極度額を少額に設定していても例外を認めていると回答。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の極度額の設定状況
他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生に対し極度額を少額にすると回答した181社のうち、はい、はい（状況による）と回答した37.0%(67社)、他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生以外に対し極度額を少額にすると回答した167社のうち、はい、はい（状況による）と回答した47.3%(79社)が極度額を少額に設定していても例外を認める予定と回答。





1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

2) 極度額を少額に設定していても例外を認めている 【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・ 親権者の同意があれば認める (2社)
- ・ 海外旅行、留学時に一時的に認める (2社)
- ・ 年齢にかかわらず、個々人の収入や勤務先等から判断して認める (2社)

【今後の対応】

- ・ 海外旅行、留学時に一時的に認める (2社)

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・ 婚姻している

【今後の対応】

- ・ 婚姻している
- ・ 途上与信に基づく一時増額は認めている



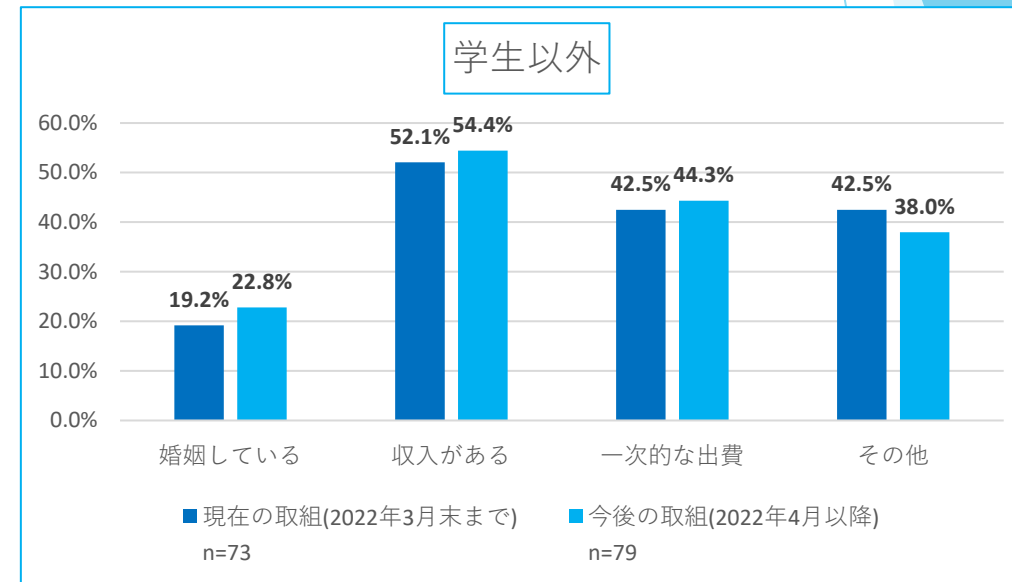
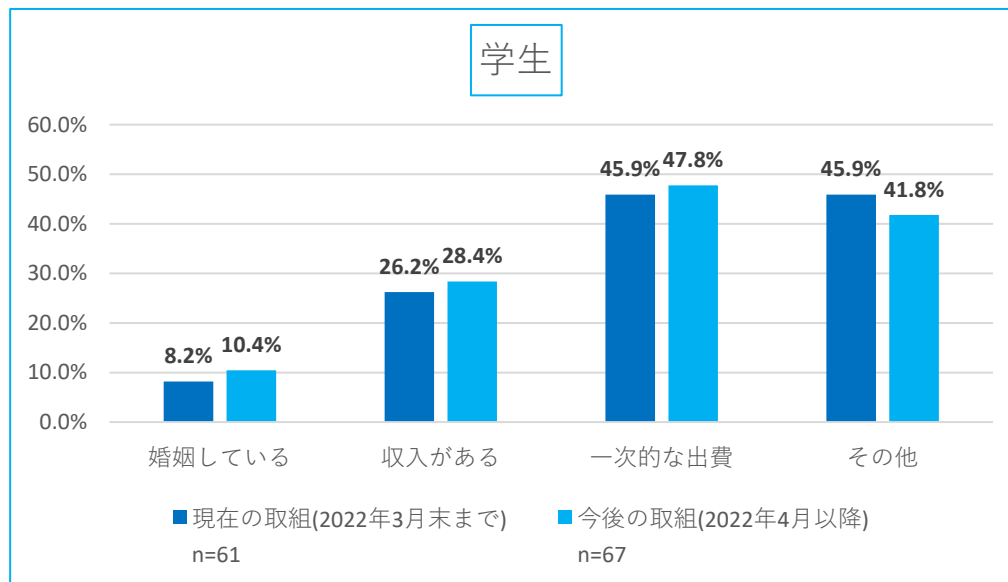
1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

3) 極度額を少額に設定していても例外を認めている理由 【複数回答可】

◆ 極度額を少額に設定していても例外を認めると回答した社のうち、学生並びに学生以外に対し例外を認める理由は以下の通り。





1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

3) 極度額を少額に設定していても例外を認めている理由 【その他回答】

その他 学生

【現在の対応】

- ・ 本人より希望があり、収入・借入状況に問題がない場合 (13社)
- ・ 親権者の同意がある (4社)

【今後の対応】

- ・ 本人より希望があり、収入・借入状況に問題がない場合 (15社)
- ・ 親の同意を取得する

その他 学生以外

【現在の対応】

- ・ 本人より希望があり、収入・借入状況に問題がない場合 (18社)
- ・ 親権者の同意がある

【今後の対応】

- ・ 本人より希望があり、収入・借入状況に問題がない場合 (19社)



1.包括信用購入あっせん業者

(3)各事業者による自主的な取組

③他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、極度額を少額にしている

4)極度額を少額に設定していない理由

学生

【現在の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行っている(7社)
- ・年収に応じて極度額を設定している

【今後の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行う(9社)
- ・20歳以上の学生と同様の限度額設定とする
- ・年収に応じて極度額を設定する

学生以外

【現在の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行っている(28社)
- ・極度額が一律(30万円以下)(2社)
- ・有職者で親権者同意があれば、20歳以上と同様に扱って問題ないと判断したもの。無職の場合は、学生と同じ扱い。

【今後の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行う(29社)
- ・成人として扱う(5社)
- ・年収に応じて極度額を設定する(2社)
- ・極度額が一律(40万円以下)



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

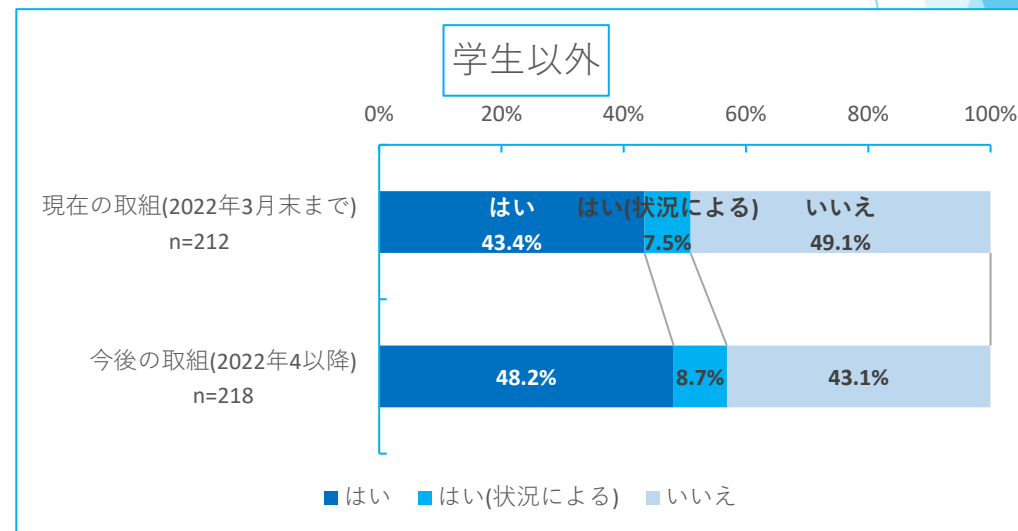
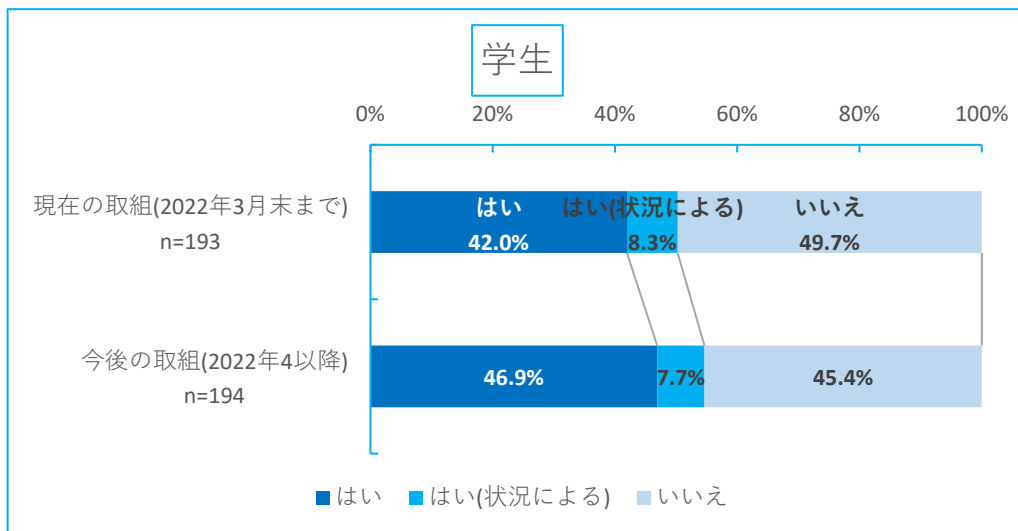
④ クレジットカード申込時又は交付時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の注意喚起状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した50.3%(97社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した50.9%(108社)がクレジットカード申込時又は交付時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をしていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の注意喚起状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した54.6%(106社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した56.9%(124社)がクレジットカード申込時又は交付時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする予定と回答。





1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

④ クレジットカード申込時又は交付時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする 【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・既にホームページで案内している（15社）
- ・状況に応じて対応する（6社）

【今後の対応】

- ・ホームページで案内する（18社）
- ・状況に応じて対応する（6社）
- ・交付書面に注意喚起文言等の記載

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・既にホームページで案内している（13社）
- ・状況に応じて対応している（5社）

【今後の対応】

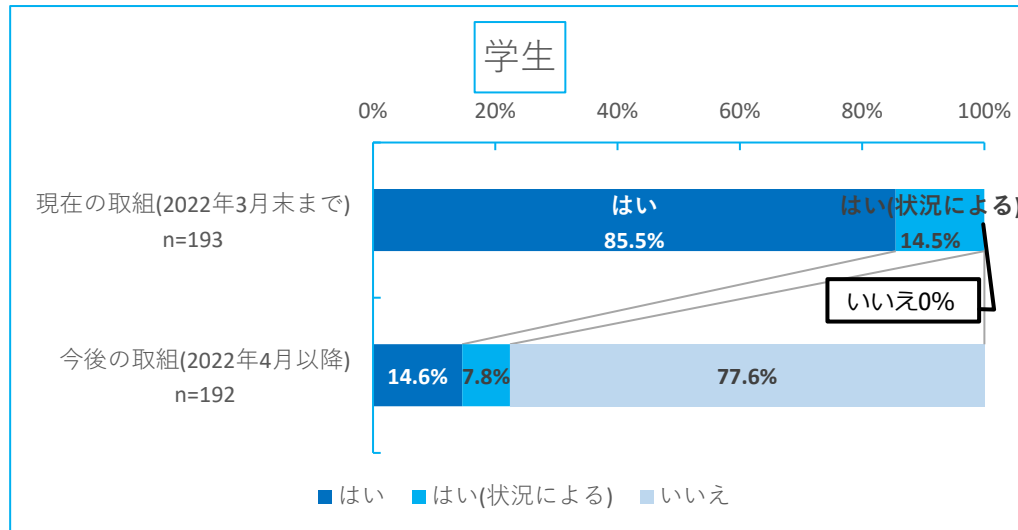
- ・ホームページで案内する（16社）
- ・状況に応じて対応する（5社）
- ・説明や注意喚起の内容は、年齢によらず全会員共通内容
- ・交付書面に注意喚起文言等の記載

1. 包括信用購入あっせん業者

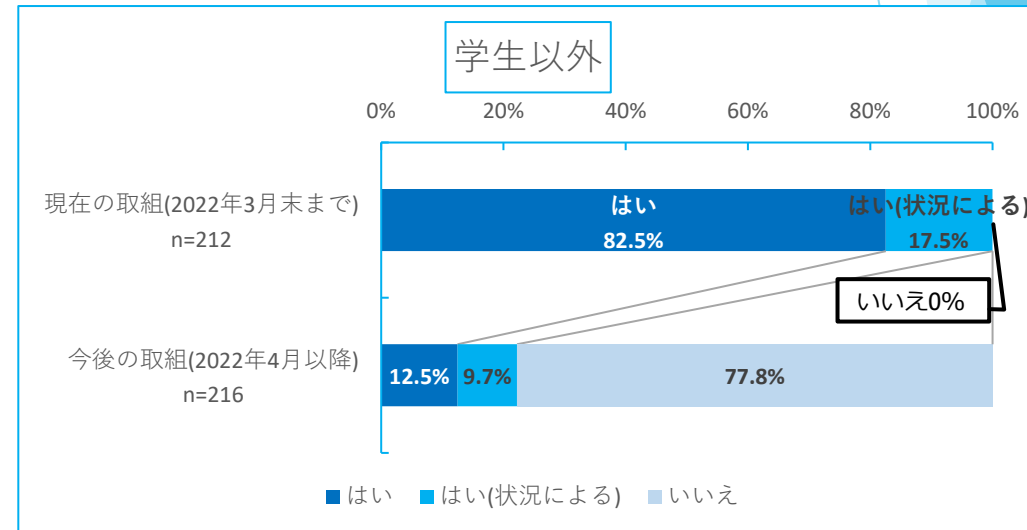
(3) 各事業者による自主的な取組

⑤ 親権者等の同意を条件とする

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の同意取得状況
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した100.0%(193社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した100.0%(212社)が、親権者の同意を条件としていると回答。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の同意取得状況
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した192社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した22.4%(43社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した216社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した22.2%(48社)が、親の同意を条件とする予定と回答。



※今後の取組については本来の分母はn=194であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=192とした。



※今後の取組については本来の分母はn=218であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=216とした。



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑤ 親権者等の同意を条件とする

【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・ 婚姻している場合は取得せず (26社)

【今後の対応】

- ・ 婚姻している場合は除く

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・ 婚姻している場合は取得せず (34社)

【今後の対応】

- ・ 婚姻している場合は取得せず(2社)
- ・ 親権者同意を廃止する予定であるが対応時期は未定。
このため未成年の場合は親の同意が必要

1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑥ 親権者等の連帯保証を条件とする

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の連帯保証取得状況

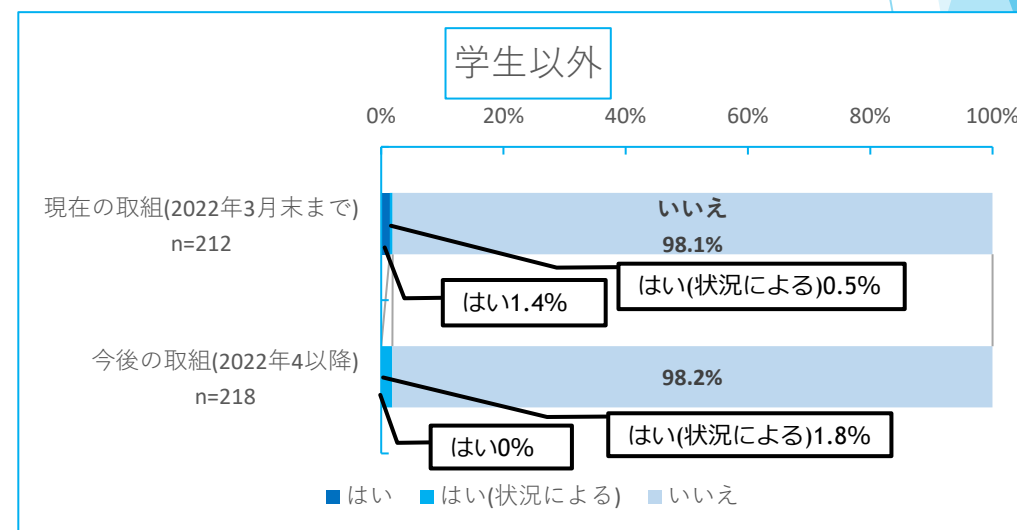
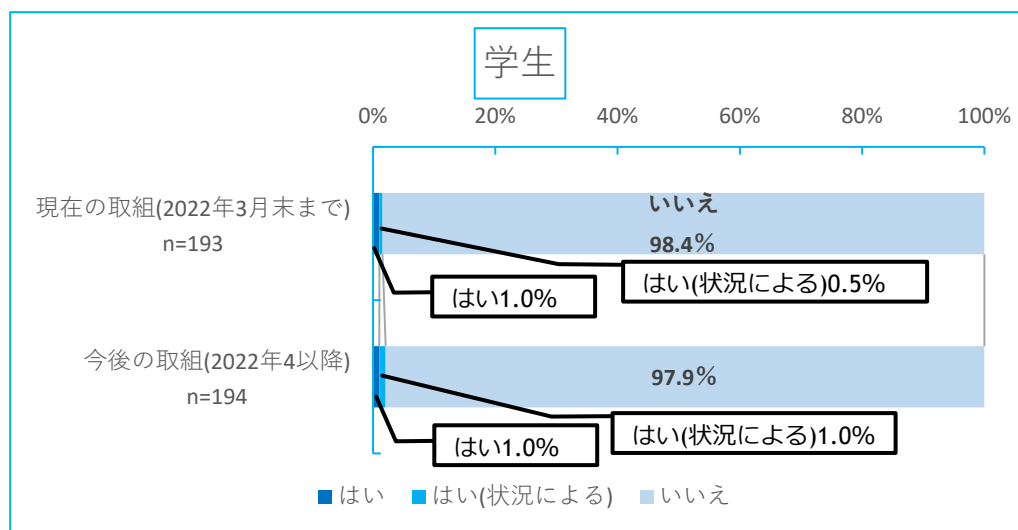
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した1.5%(3社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した1.9%(4社)が、親権者等の連帯保証を条件としていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の連帯保証取得状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した2.0%(4社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した1.8%(4社)が、親等の連帯保証を条件とする予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した者の補足事項

- ・（学生への現在の対応に対し）婚姻をしている場合は取得せず



1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑦ クレジットカード交付時に、親権者等に契約の事実を通知する

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の通知状況

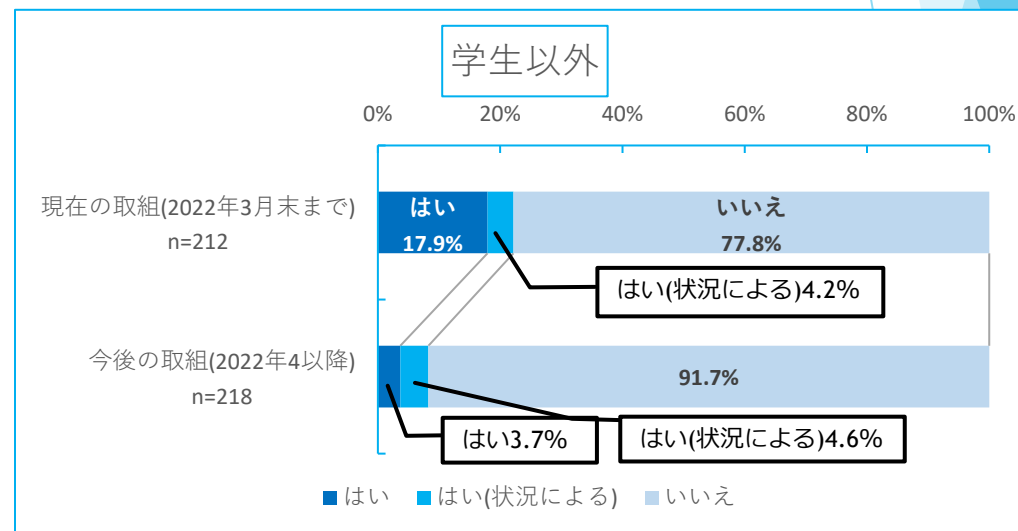
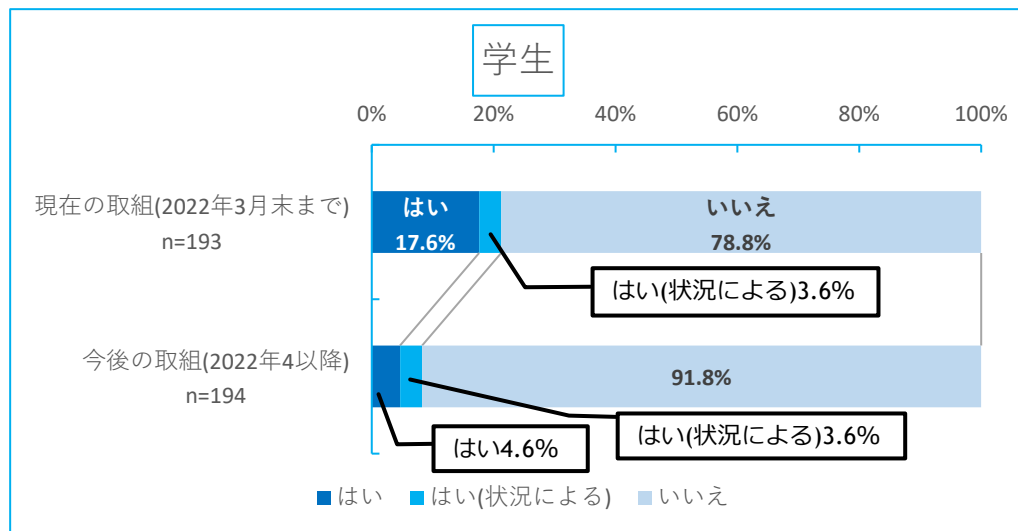
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した193社のうち、はい、はい（状況による）と回答した21.2%（41社）、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した212社のうち、はい、はい（状況による）と回答した22.1%（47社）が、クレジットカード交付時に親権者に契約の事実を通知していると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の通知状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した194社のうち、はい、はい（状況による）と回答した8.2%（16社）、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した218社のうち、はい、はい（状況による）と回答した8.3%（18社）が、クレジットカード交付時に親等に契約の事実を通知する予定と回答。

◇ はい（状況による）と回答した者の補足事項

- ・無し

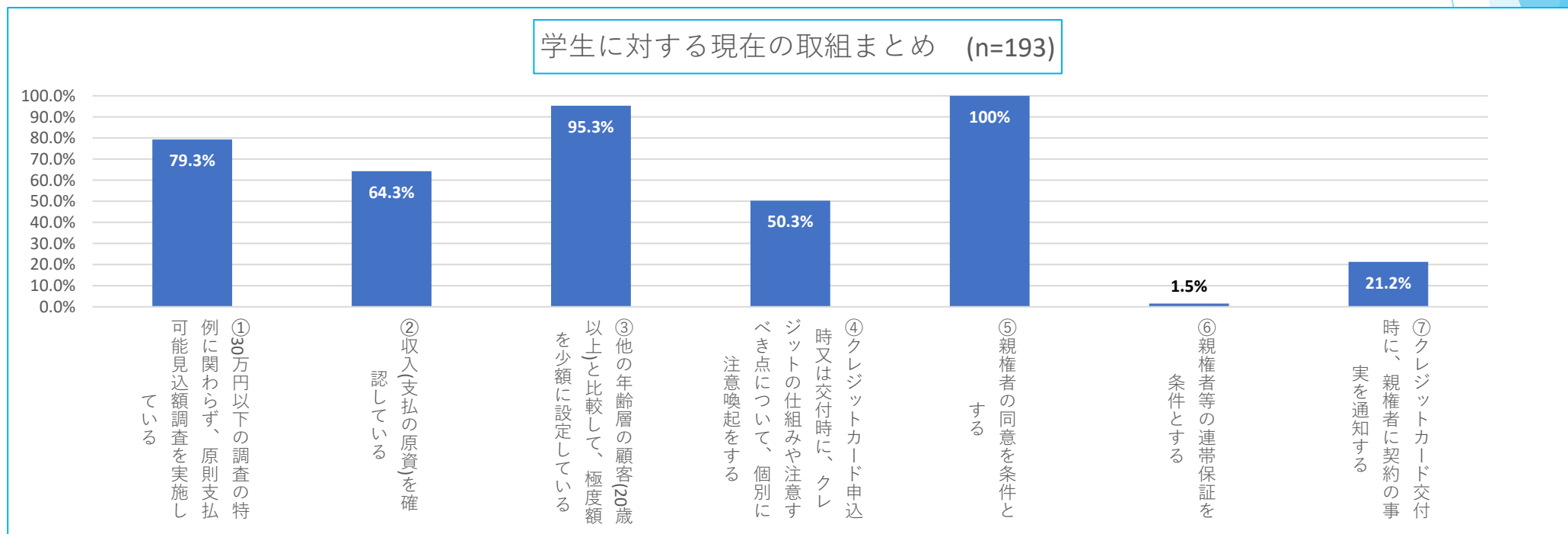


1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑧ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への現在の取組】

- ◆ 下記グラフは18～19歳の学生を現在契約の対象としていると回答した193社へ質問した内容への回答結果を示したものである。
- ◆ 18～19歳の学生を契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している社は193社(100%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は192社(99.5%)、④に留意している先は97社(50.3%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は193社(100%)であった。





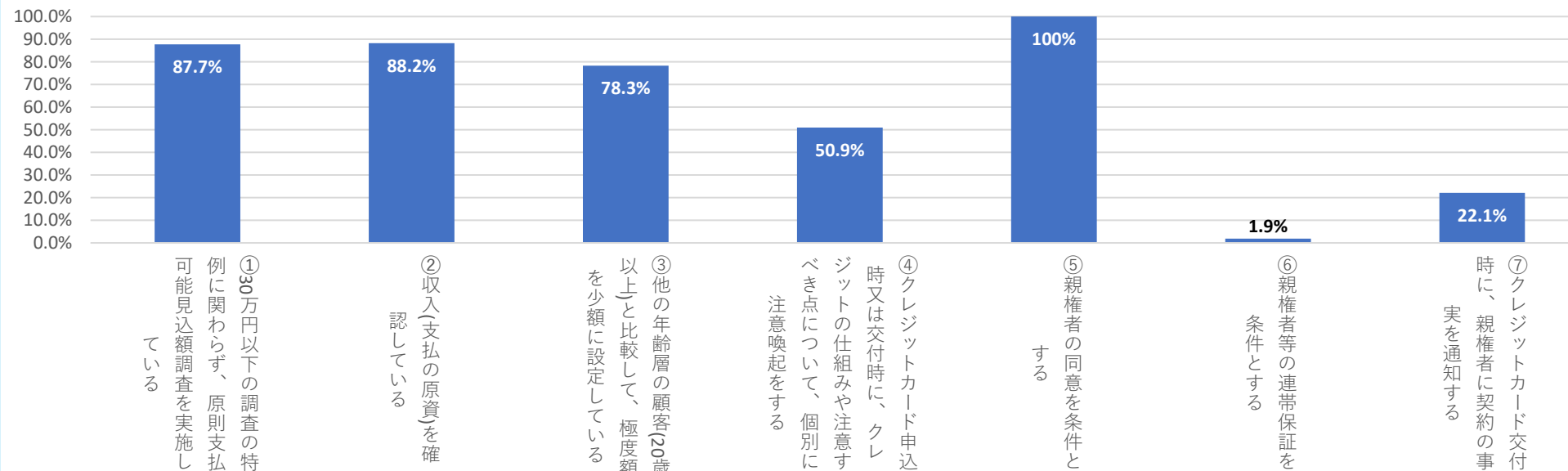
1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑨ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への現在の取組】

- ◆ 下記グラフは18～19歳の学生以外を現在契約の対象としていると回答した212社へ質問した内容への回答結果を示したものである。
- ◆ 18～19歳の学生以外を契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している社は212社(100%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は210社(99.1%)、④に留意している先は108社(50.9%)、質問⑤～⑦のいずれかに留意している先は212社(100%)であった。

学生以外に対する現在の取組まとめ (n=212)



1. 包括信用購入あっせん業者

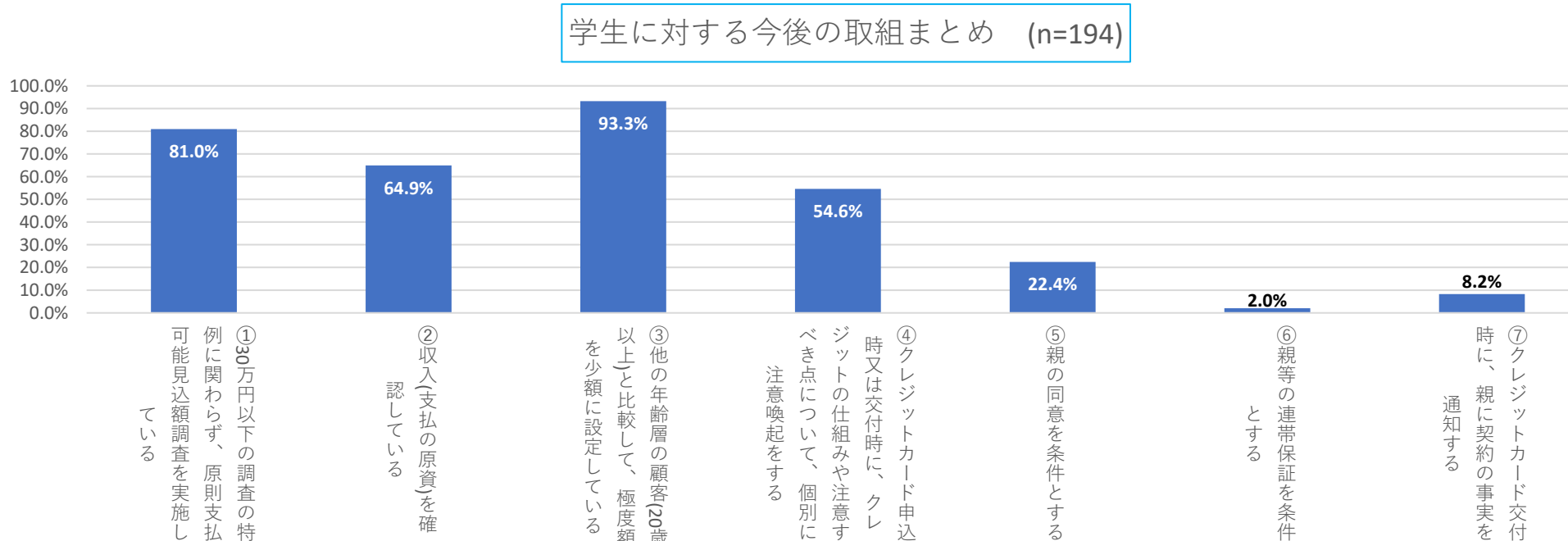
(3) 各事業者による自主的な取組

⑩ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への今後の取組】

◆ 下記グラフは18～19歳の学生を今後(2022年4月以降)契約の対象とすると回答した194社へ質問した内容への回答結果を示したものである。

◆ 18～19歳の学生を今後(2022年4月以降)契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している社は193社(99.5%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は191社(98.5%)、④に留意している先は106社(54.6%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は45社(23.2%)であった。

◆ 現在の取組と比較すると、質問①～⑦のいずれかに留意しているとした社は100%から99.5%となった。①～③のいずれかに留意しているとした先は99.5%から98.5%へ、④に留意している先は50.3%から54.6%へ、⑤～⑦のいずれかに留意しているとした先は100%から23.2%となった。



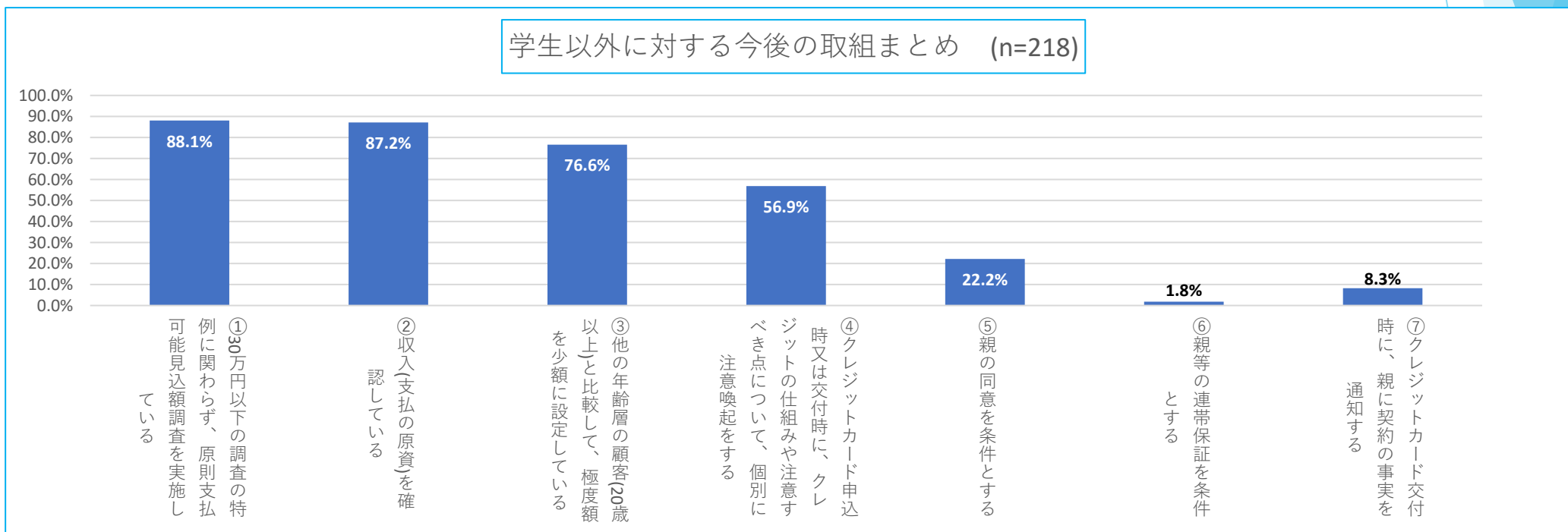
※本棒グラフを作成するにあたって、各設問中で「検討中」と回答した社がある場合は分母より控除して計算した。

1. 包括信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑪ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への今後の取組】

- ◆ 下記グラフは18～19歳の学生以外を今後(2022年4月以降)契約の対象とすると回答した218社へ質問した内容への回答結果を示したものである。
- ◆ 18～19歳の学生以外を今後(2022年4月以降)契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している社は216社(99.1%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は213社(97.7%)、④に留意している先は124社(56.9%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は50社(22.9%)であった。
- ◆ 現在の取組と比較すると、質問①～⑦のいずれかに留意しているとした社は100%から99.1%となった。①～③のいずれかに留意しているとした先は99.1%から97.7%へ、④は50.9%から56.9%へ、⑤～⑦のいずれかに留意しているとした先は100%から22.9%となった。



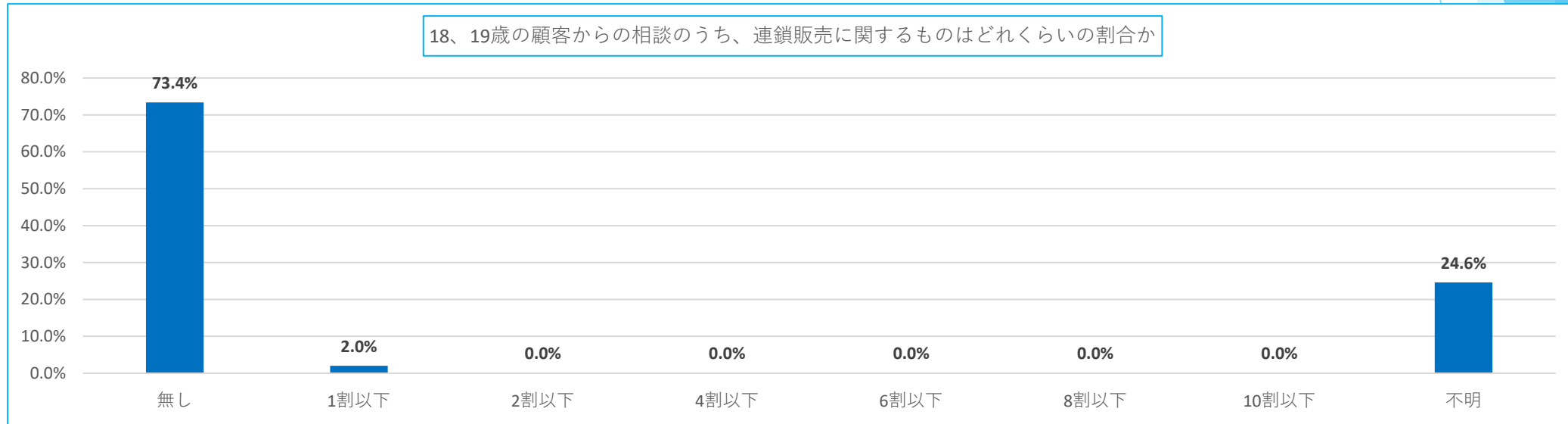
※本棒グラフを作成するにあたって、各設問中で「検討中」と回答した社がある場合は分母より控除して計算した。

1. 包括信用購入あっせん業者

(4) 連鎖販売取引への対応

① 18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関するものの割合・取り組んでいる内容

◆ 包括信用購入あっせん業者の73.4%(182社)が18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関するものは無しと回答。



1. 包括信用購入あっせん業者

(5) 成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

① 2022年4月1日以降の成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいるか

- ◆ 包括信用購入あっせん業者の37.5%(93社)が成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいる又は取り組む予定であると回答。
- ◆ 表1で取り組んでいる又は取り組む予定であると回答した93社のうち、30.1%(28社)がチラシやお知らせの送付を実施、73.1%(68社)が自社ホームページでの紹介を実施すると回答。なお、表2の質問は複数回答可能となっている。

消費者教育・広報に取り組んでいるか
(n=248)

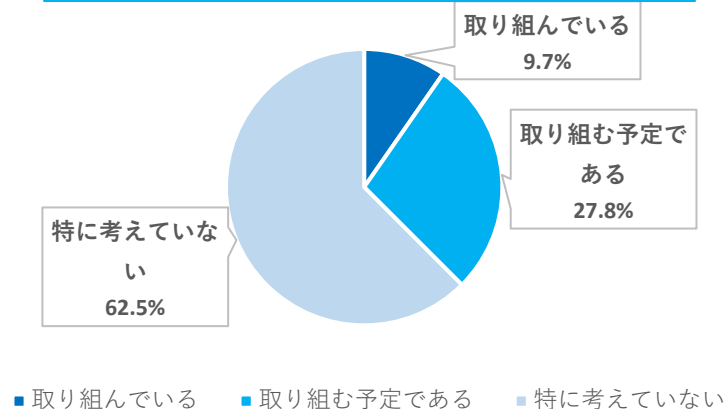


表1

取り組んでいる内容(n=93)

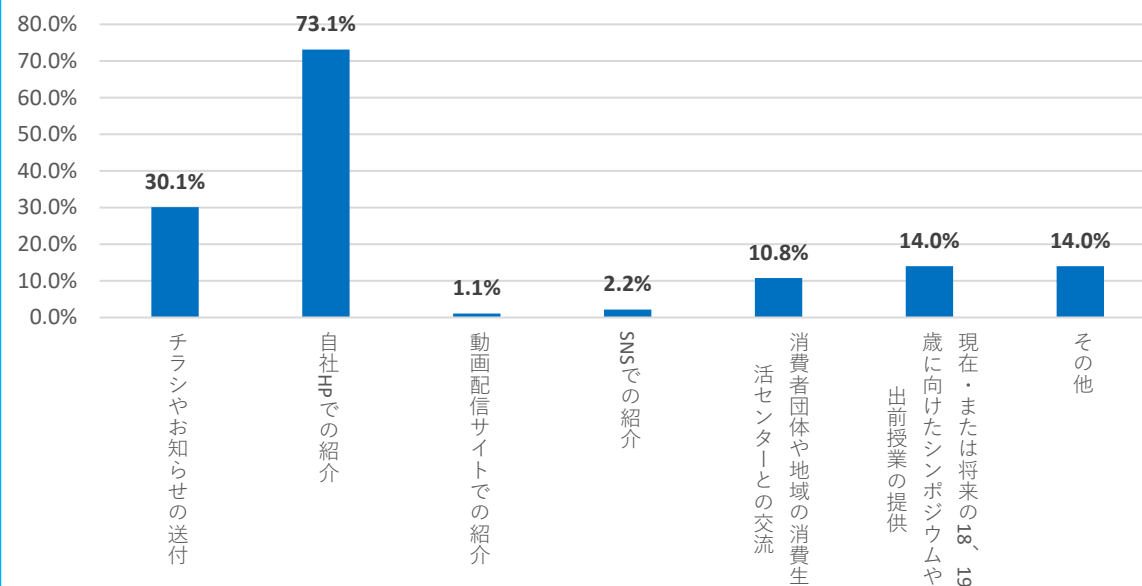


表2

1. 包括信用購入あっせん業者

(5) 成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

① 前頁表2「その他」の回答内容

その他回答内容

- ・ 研修・セミナー等を実施（4社）
- ・ Webで啓発（4社）
- ・ ポスターの掲示やパンフレットの設置
- ・ 若年層の顧客にも配慮した広告を行う
- ・ 入会申込書やホームページには、「どなたでも簡単に」等安易な借入を助長する表現を使用しない

2. 個別信用購入あっせん業者

(1) 学生との契約を認めるか

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の契約状況

個別信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生との契約を認めると回答した割合は、はい18.5%(27社)、はい（条件付き）41.1%(60社)、併せて59.6%(87社)となっている。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の契約状況

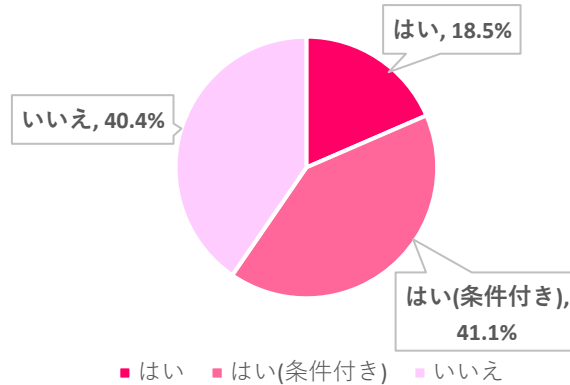
個別信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生との契約を認めると回答した割合は、はい28.8%(42社)、はい（条件付き）36.3%(53社)、併せて65.1%(95社)となっている。

◇ はい（条件付き）と回答した社の補足事項

- ・現在の学生に対し、15社が収入がある、6社が高校生は契約不可としている、3社が商品を限定していると回答。
- ・今後の学生に対し、11社が収入がある、5社が高校生は契約不可とする、5社が商品を限定する、3社が上限金額を設定すると回答。

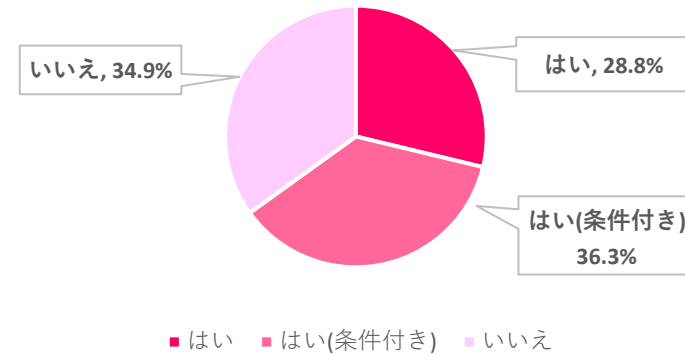
学生との契約を認めているか【現在】

(n = 146)



学生との契約を認めるか【今後】

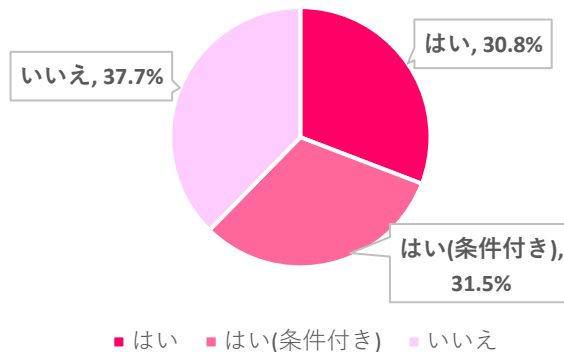
(n = 146)



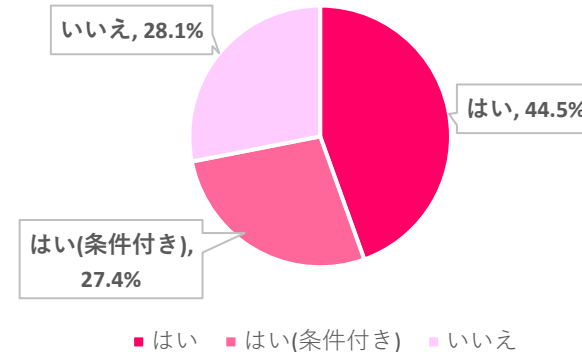
2. 個別信用購入あっせん業者 (2) 学生以外との契約を認めるか

- ◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の契約状況
個別信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生以外との契約を認めると回答した割合は、はい30.8%(45社)、はい（条件付き）31.5%(46社)、併せて62.3%(91社)となっている。
- ◆ 今後（2022年4月1日以降）の契約状況
個別信用購入あっせん業者において、18～19歳との契約のうち、学生以外との契約を認めると回答した割合は、はい44.5%(65社)、はい（条件付き）27.4%(40社)、併せて71.9%(105社)となっている。
- ◇ はい(条件付き)と回答した社の補足事項
 - ・現在の学生以外に対し、13社が収入がある、3社が婚姻している・配偶者のある方と回答。
 - ・今後の学生以外に対し、10社が収入がある、3社が婚姻している・配偶者のある方、2社が信用供与額を少額に設定すると回答。

学生以外との契約を認めているか【現在】
(n = 146)



学生以外との契約を認めるか【今後】
(n = 146)



2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

① 10万円以下の調査の特例に関わらず、原則支払可能見込額調査を実施している

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の支払可能見込額調査の実施状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した89.6%(78社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した87.9%(80社)が支払可能見込額調査を実施していると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の支払可能見込額調査の実施状況

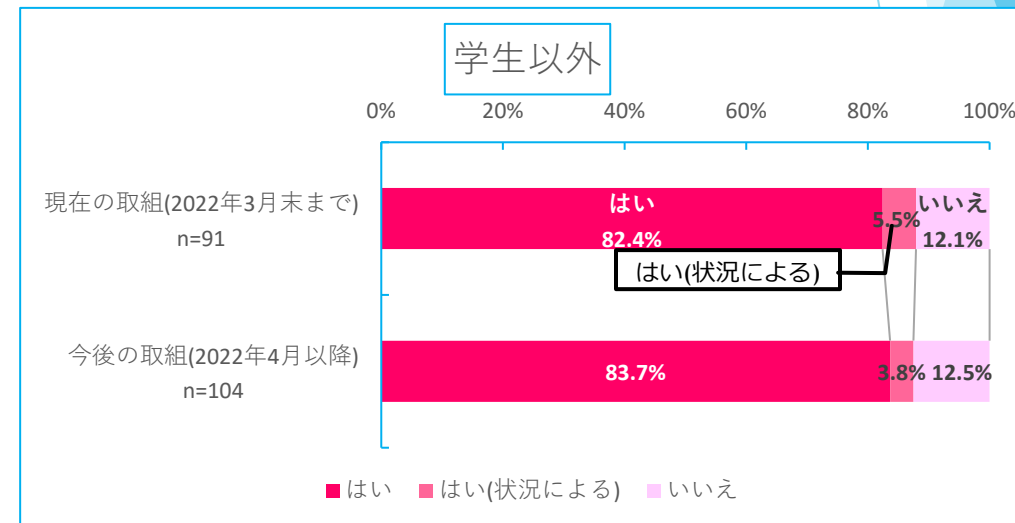
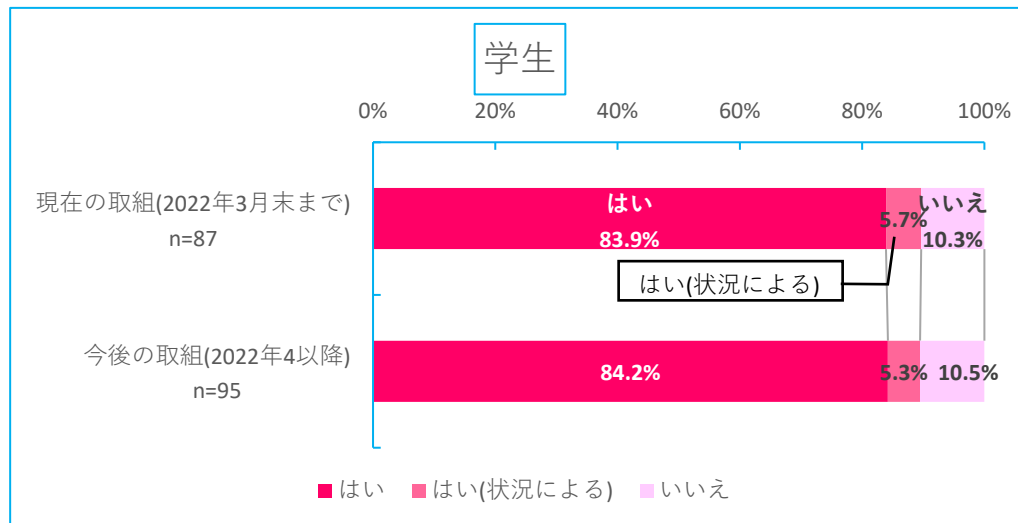
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した95社のうち、はい、はい（状況による）と回答した89.5%(85社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した104社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した87.5%(91社)が支払可能見込額調査を実施する予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項

- ・無し

※(10万円以下の調査の特例とは)

「購入する商品の支払総額が10万円以下であること」の条件を満たす場合、支払可能見込額調査の調査義務が免除となること。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=104とした。

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

② 収入(支払の原資)を確認している

◆ 現在(回答時点から2022年3月31日まで)の収入(支払の原資)確認の実施状況

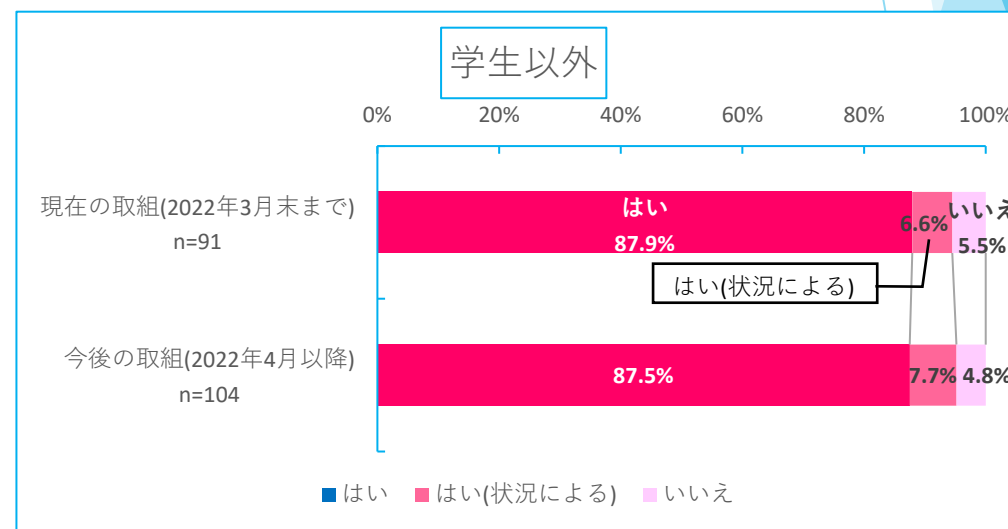
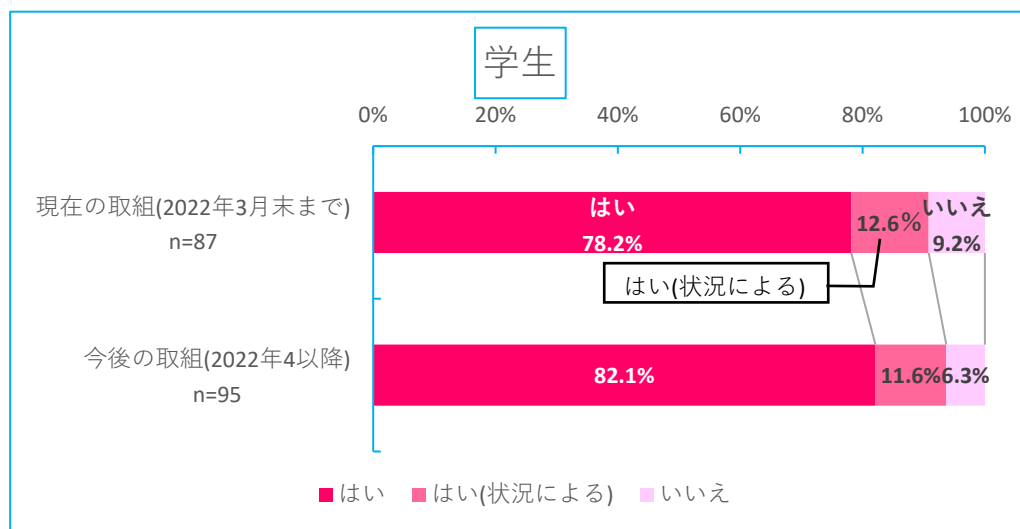
18~19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい(状況による)と回答した90.8%(79社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい(状況による)と回答した94.5%(86社)が収入(支払の原資)確認を実施していると回答。

◆ 今後(2022年4月1日以降)の収入(支払の原資)確認の実施状況

18~19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した95社のうち、はい、はい(状況による)と回答した93.7%(89社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した104社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい(状況による)と回答した95.2%(99社)が収入(支払の原資)確認を実施する予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項

- ・無し



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=104とした。

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の信用供与額の設定状況

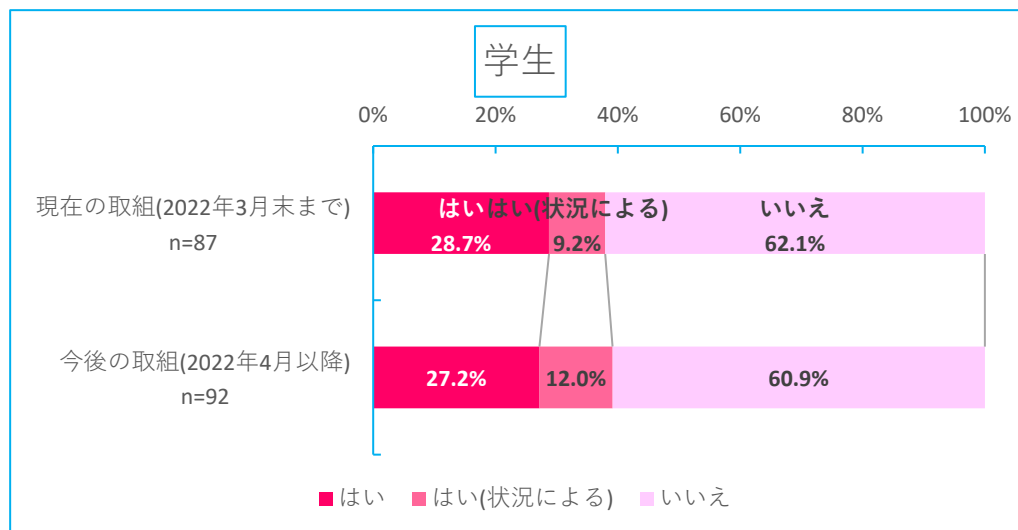
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した37.9%(33社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した35.2%(32社)が他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしていると回答。

◆ 今後（2022年4月以降）の信用供与額の設定状況

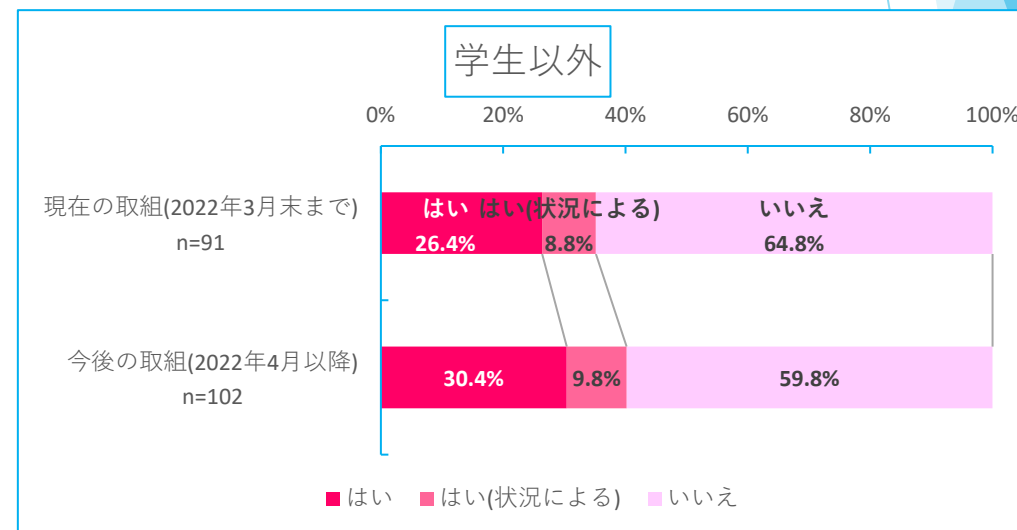
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した92社(検討中の3社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した39.2%(36社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した102社(検討中の3社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した40.2%(41社)が他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にする予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項

- ・無し



※今後の取組については本来の分母はn=95であるが、検討中と回答した社が3社いたため、分母から控除し、分母はn=92とした。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が3社いたため、分母から控除し、分母はn=102とした。

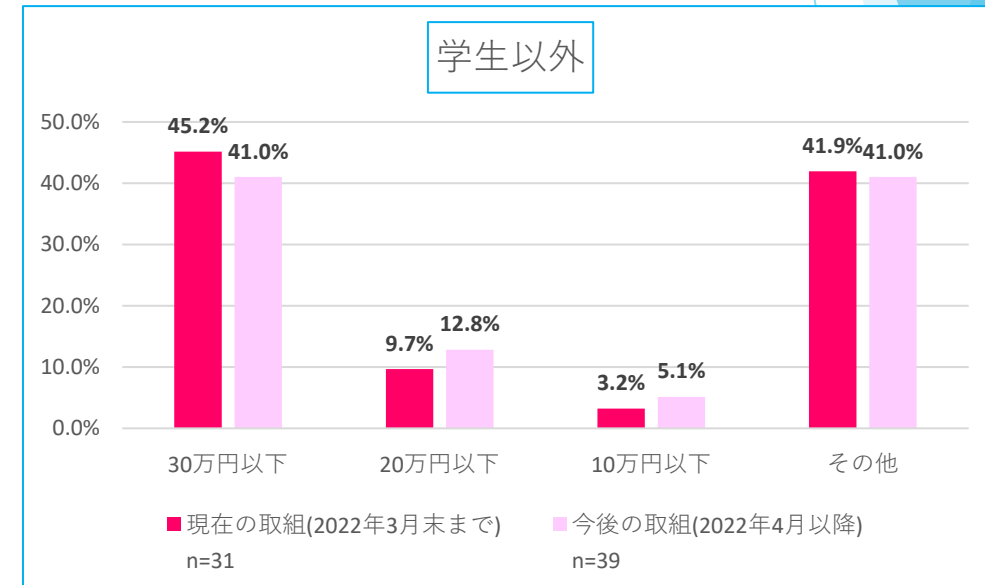
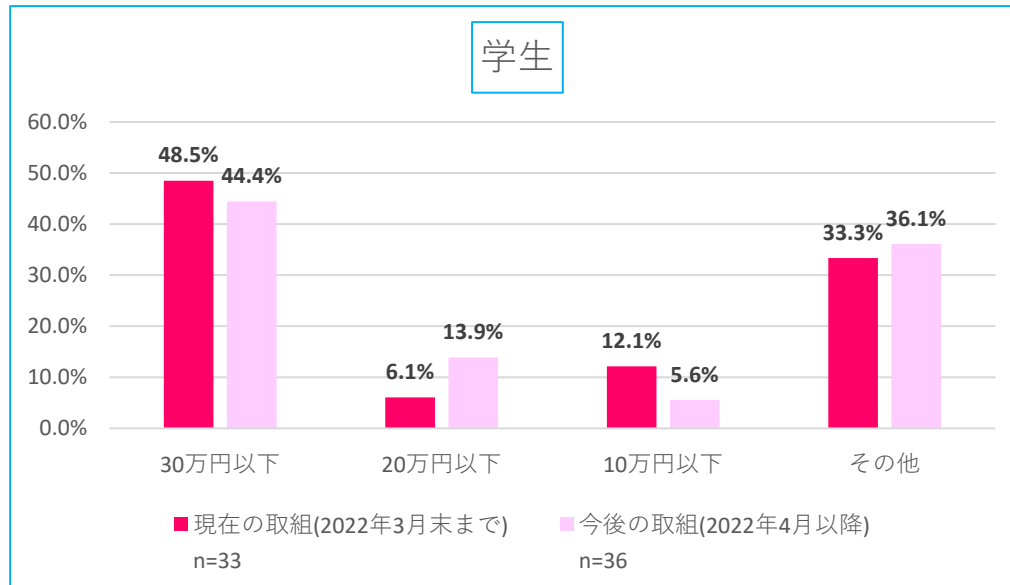
2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

1) 最大信用供与額

◆ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしていると回答した社のうち、学生並びに学生以外に対する最大信用供与額は以下の通り。



※現在の取組については本来の分母はn=32であるが、未回答の社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=31とした。
今後の取組については本来の分母はn=41であるが、未回答の社が1社、検討中とした社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=39とした。

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

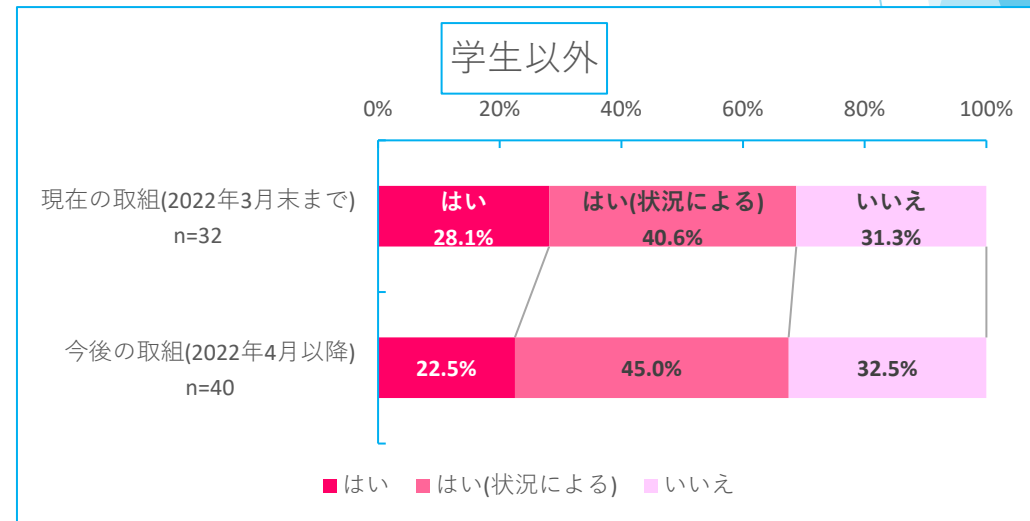
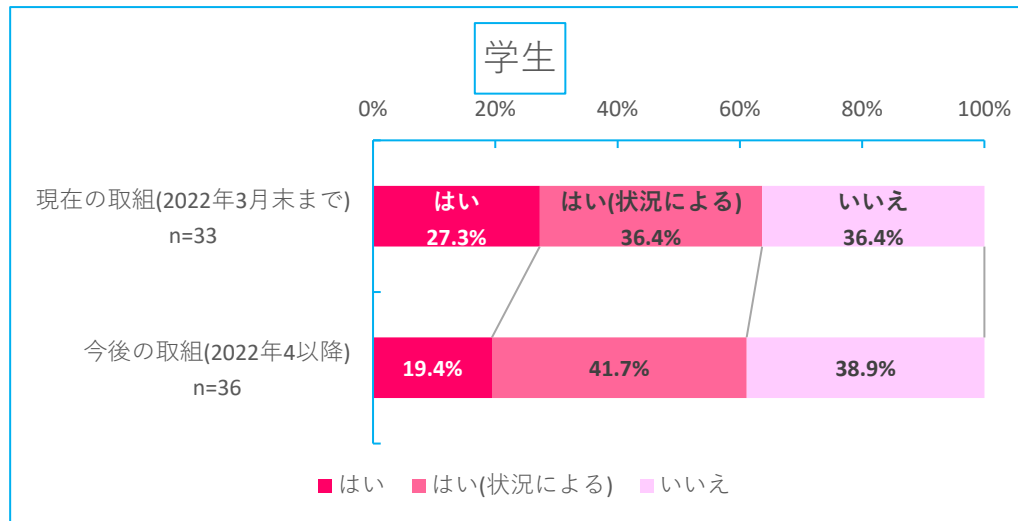
③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている 2) 信用供与額を少額に設定していても例外を認めている

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の信用供与額の設定状況

他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生に対し信用供与額を少額にしていると回答した33社のうち、はい、はい(状況による)と回答した63.7%(21社)、他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生以外に対し信用供与額を少額にしていると回答した32社のうち、はい、はい(状況による)と回答した68.7%(22社)が信用供与額を少額に設定していても例外を認めていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の極度額の設定状況

他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生に対し信用供与額を少額にすると回答した36社のうち、はい、はい(状況による)と回答した61.1%(22社)、他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、学生以外に対し信用供与額を少額にすると回答した40社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい(状況による)と回答した67.5%(27社)が信用供与額を少額に設定していても例外を認める予定と回答。



※今後の取組については本来の分母はn=41であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=40とした。



2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

2) 信用供与額を少額に設定していても例外を認めている 【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・ 親権者等が連帯保証に付く場合 (4社)
- ・ 親権者同意がある場合 (2社)
- ・ 婚姻しており本人又は配偶者の収入により生計を維持している場合

【今後の対応】

- ・ 連帯保証が付く場合 (4社)
- ・ 親の同意がある場合
- ・ 婚姻しており本人又は配偶者の収入により生計を維持している場合

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・ 親権者等が連帯保証に付く場合 (6社)
- ・ 親権者同意がある場合
- ・ 婚姻しており本人又は配偶者の収入により生計を維持している場合

【今後の対応】

- ・ 連帯保証が付けられる (2社)
- ・ 親の同意が得られる
- ・ 安定した生活基盤 (収入等) があり、支払可能見込額が十分に認められる場合
- ・ 婚姻しており本人又は配偶者の収入により生計を維持している場合

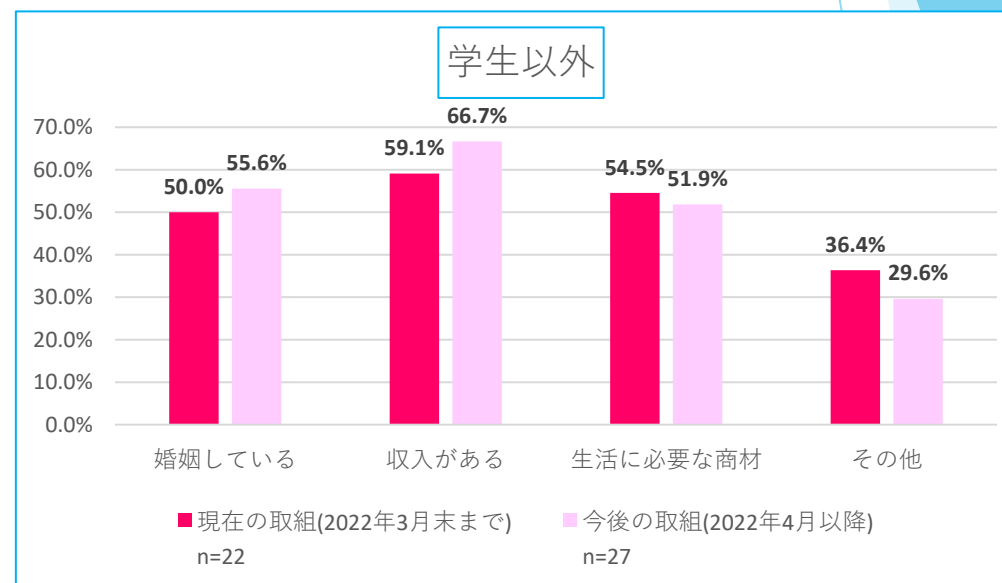
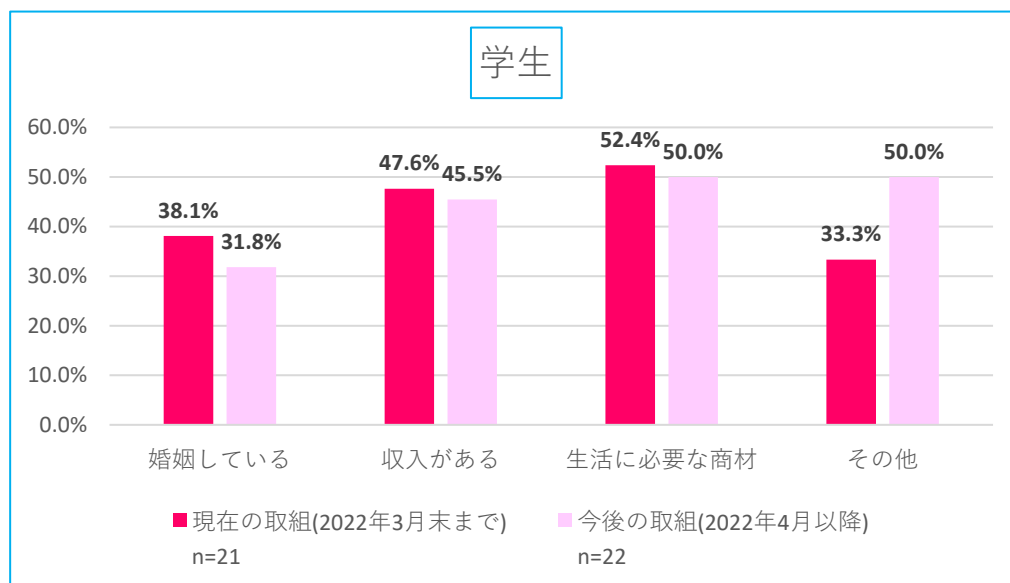
2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

3) 信用供与額を少額に設定していても例外を認めている理由 【複数回答可】

◆ 信用供与額を少額に設定していても例外を認めると回答した社のうち、学生並びに学生以外に対し例外を認める理由は以下の通り。





2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

3) 信用供与額を少額に設定していても例外を認めている理由 【その他回答】

その他 学生

【現在の対応】

- ・ 親権者等の連帯保証がある (7社)

【今後の対応】

- ・ 連帯保証がある (6社)

その他 学生以外

【現在の対応】

- ・ 親権者等の連帯保証がある (7社)

【今後の対応】

- ・ 連帯保証がある (7社)
- ・ 車両の購入の場合、50万の限度額では足りない場合がある

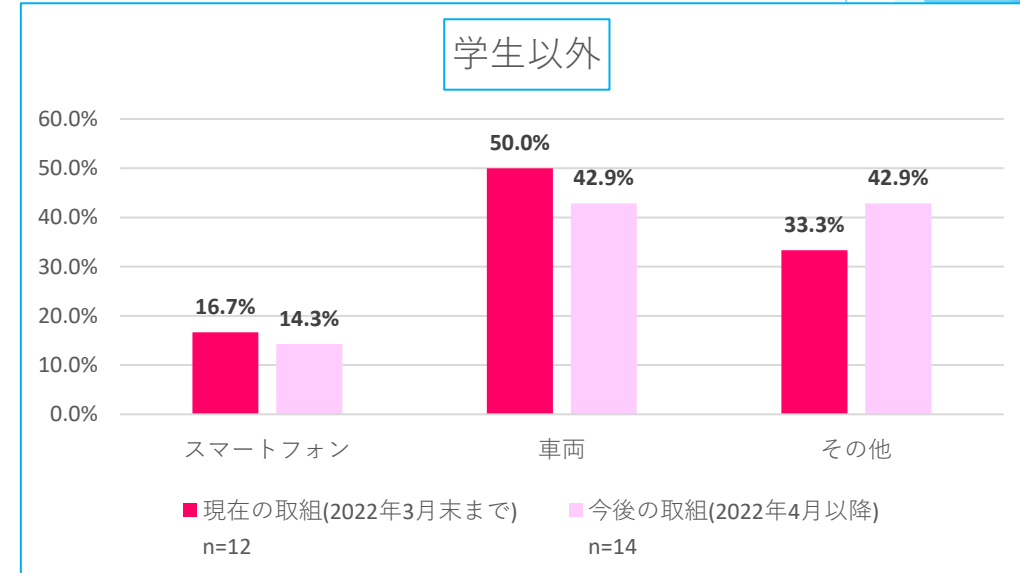
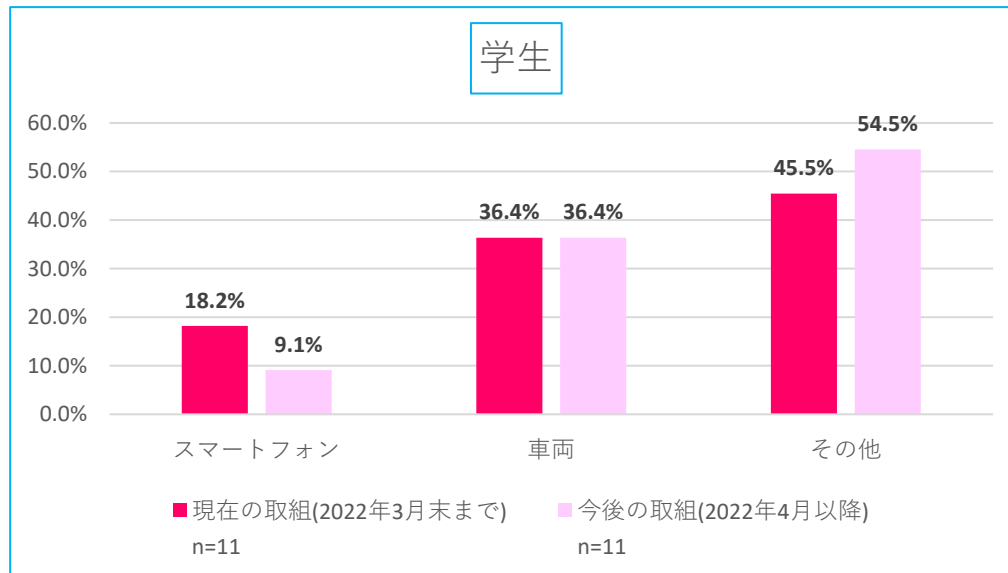
2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

③ 他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

4) 2.-(3)-③-3)において「生活に必要な商材」と回答した社の具体例

- ◆ 信用供与額を少額に設定していても例外を認めている理由で「生活に必要な商材」と回答した社のうち、商材の具体例は以下の通り。
- ◆ その他として、自動車教習料金、車検、家具及び家電、車両及び自動車教習料金と回答があった。



2.個別信用購入あっせん業者

(3)各事業者による自主的な取組

③他の年齢層の顧客(20歳以上)と比較して、信用供与額を少額にしている

5)信用供与額を少額に設定していない理由

学生

【現在の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行っている（29社）
- ・親権者等の連帯保証がある（22社）
- ・商品性による（16社）
- ・親権者の同意がある（6社）

【今後の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行う（24社）
- ・連帯保証がある（17社）
- ・商品性による（14社）
- ・親の同意がある（2社）

学生以外

【現在の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行っている（29社）
- ・親権者等の連帯保証がある（18社）
- ・商品性による（11社）
- ・親権者の同意がある（5社）
- ・有職者で収入があり、且つ連帯保証人も付保されるため
- ・契約の意思確認を丁寧に行っていること、審査等で収入に対する与信枠を適切に設定していること、親権者の関与があること等

【今後の対応】

- ・他の年齢層の顧客と同一と考え、収入面等からの審査を行う（29社）
- ・連帯保証がある（12社）
- ・商品性による（12社）
- ・親の同意がある

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

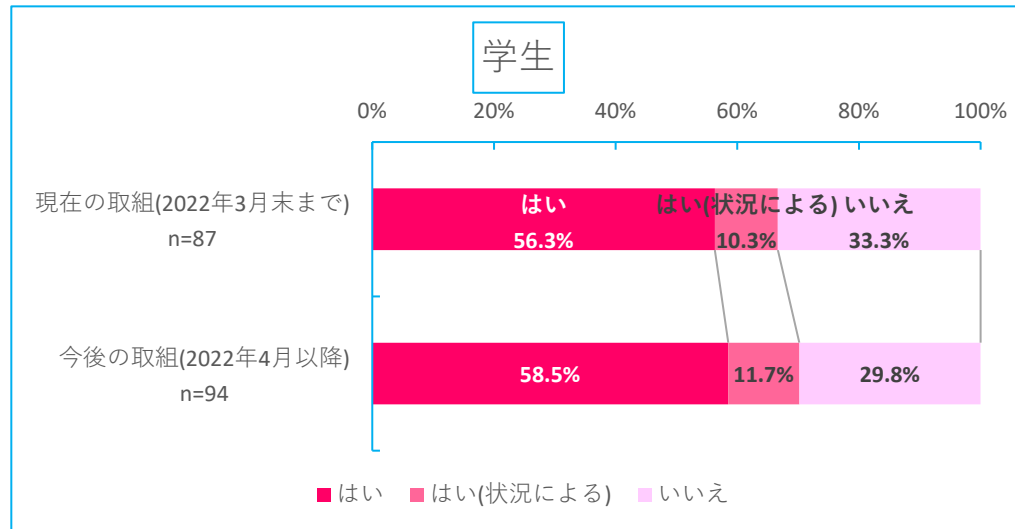
④ 契約締結時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の注意喚起状況

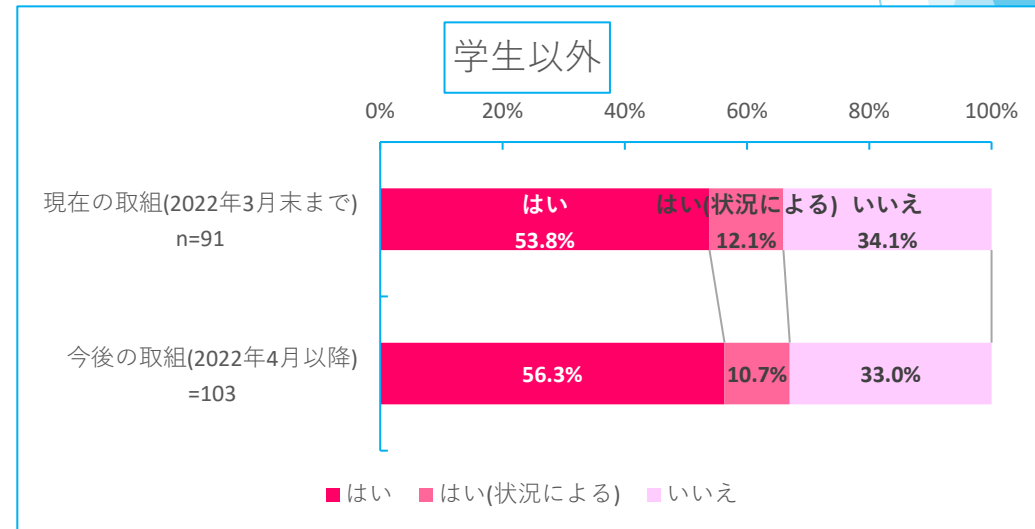
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した66.6%(58社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した65.9%(60社)が契約締結時にクレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をしていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の注意喚起状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した94社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した70.2%(66社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した103社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した67.0%(69社)が契約締結時にクレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする予定と回答。



※今後の取組については本来の分母はn=95であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=94とした。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=103とした。

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

④ 契約締結時に、クレジットの仕組みや注意すべき点を個別に説明や注意喚起をする 【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・ 未成年に関わらず説明を実施している（3社）
（具体例）未成年者に対しては、自身の名義で未払いとなった場合、信用情報に延滞情報が登録され、その後ローンが組めなくなるケースなどが発生するという注意文言を各種ツールに明記し説明を行っている

【今後の対応】

- ・ 全顧客に説明を実施する（2社）
- ・ 美容医療等の特定継続的役務加盟店へは、チラシなどを配布し若年等の申込に対する注意喚起を行う

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・ 未成年に関わらず説明を実施している（3社）
（具体例）未成年者に対しては、自身の名義で未払いとなった場合、信用情報に延滞情報が登録され、その後ローンが組めなくなるケースなどが発生するという注意文言を各種ツールに明記し説明を行っている

【今後の対応】

- ・ 全顧客に説明を実施する（2社）
- ・ 美容医療等の特定継続的役務加盟店へは、チラシなどを配布し若年等の申込に対する注意喚起を行う

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

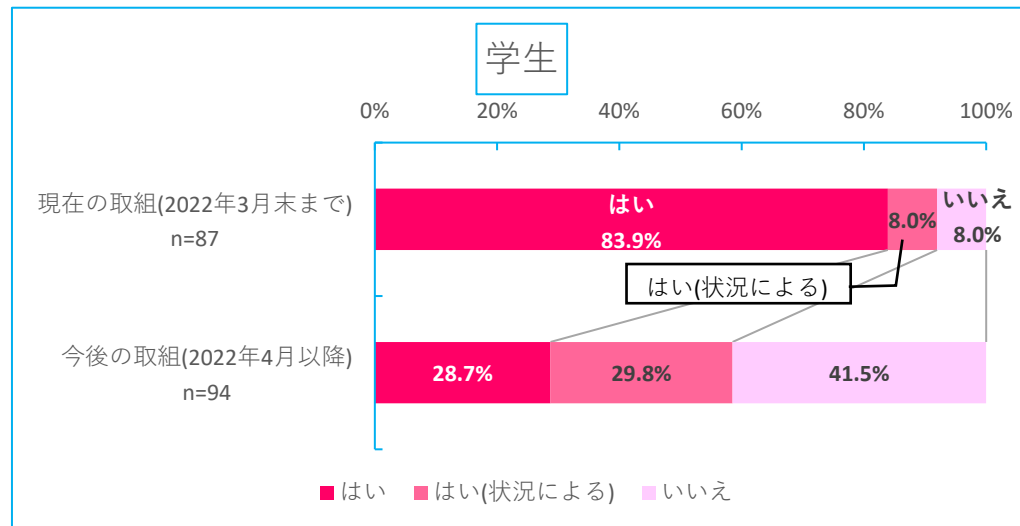
⑤ 親権者等の同意を条件とする

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の同意取得状況

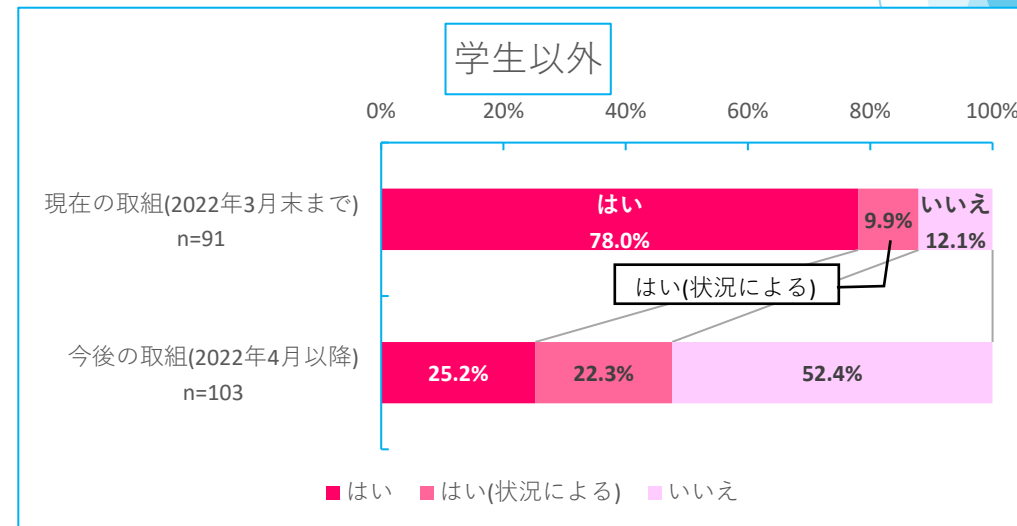
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した91.9%(80社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した87.9%(80社)が、親権者の同意を条件としていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の同意取得状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した94社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した58.5%(55社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した103社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した47.5%(49社)が、親の同意を条件とする予定と回答。



※今後の取組については本来の分母はn=95であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=94とした。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=103とした。



2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑤ 親権者等の同意を条件とする

【はい(状況による)補足事項】

はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・親権者同意書を徴求する（3社）

【今後の対応】

- ・連帯保証が必須、又は条件とする場合がある（3社）
- ・親の年収合算の同意が必要（2社）
- ・個別に判断する（2社）
- ・申込金額による
- ・婚姻している場合は除く
- ・18歳高校生は両親の同意を得る

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・親権者同意書を徴求する（3社）

【今後の対応】

- ・親の年収合算の同意が必要
- ・個別に判断する
- ・婚姻している場合は除く

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

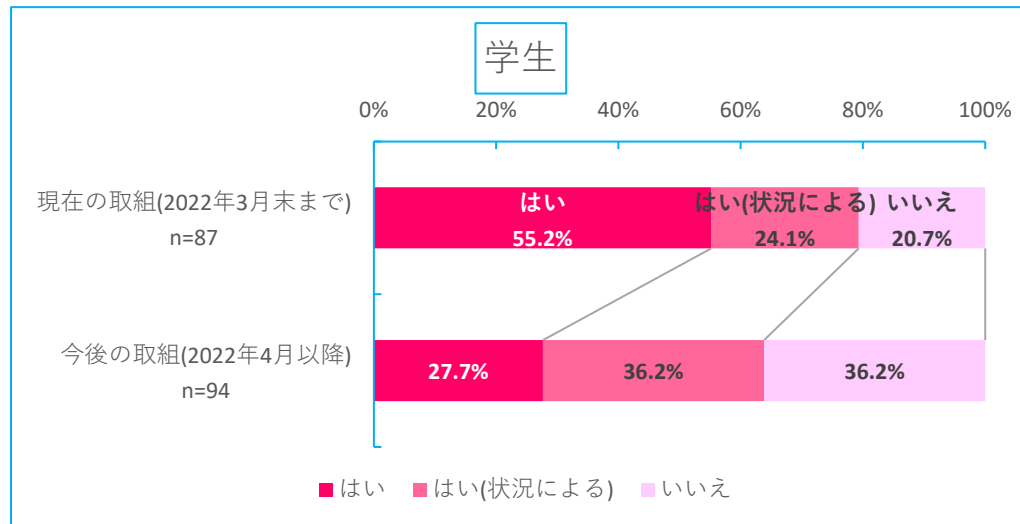
⑥ 親権者等の連帯保証を条件とする

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の連帯保証取得状況

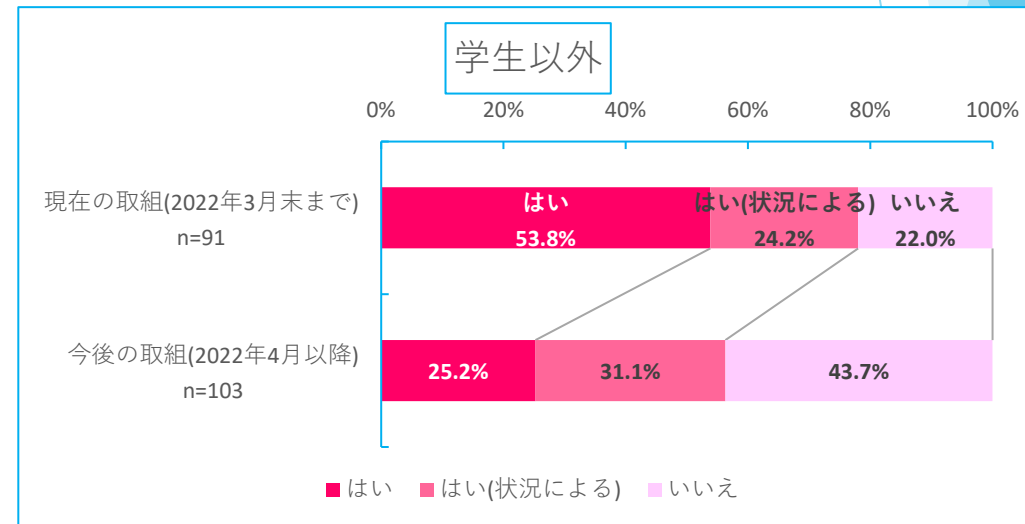
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した79.3%(69社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した78.0%(71社)が、親権者等の連帯保証を条件としていると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の連帯保証取得状況

18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した94社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した63.9%(60社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した103社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した56.3%(58社)が、親等の連帯保証を条件とする予定と回答。



※今後の取組については本来の分母はn=95であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=94とした。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=103とした。

2.個別信用購入あっせん業者

(3)各事業者による自主的な取組

⑥親権者等の連帯保証を条件とする 【はい(状況による)補足事項】



はい(状況による)補足事項 学生

【現在の対応】

- ・親権者同意の場合がある（一部優良加盟店のみ試験的に実施、運転免許の場合、運転免許・楽器・携帯電話の場合）（5社）
- ・運転免許クレジットの場合、親権者を連帯保証人として取得している
- ・定期的な収入がない場合や、保証会社が必要と認めた場合

【今後の対応】

- ・申込内容による（4社）
- ・勤務先や年収による
- ・定期的な収入がない場合や保証会社が必要と認めた場合
- ・運転免許クレジットの場合、親を連帯保証人として取得
- ・親の同意を条件とする場合がある
- ・一部例外商品を除き引き続き原則親を連帯保証人とする
- ・審査の状況により親等の連帯保証人の追加を条件とする

はい(状況による)補足事項 学生以外

【現在の対応】

- ・運転免許・楽器・携帯電話に限り、親権者同意の上、単独契約可
- ・配偶者のない場合のみ
- ・契約者本人の勤務先や年収による

【今後の対応】

- ・申込内容による（4社）
- ・配偶者のない場合のみ
- ・年収による
- ・一部例外商品を除き引き続き原則親を連帯保証人とする
- ・運転免許クレジットの場合、親を連帯保証人として取得
- ・主たる生計維持者を連帯保証人として付ける場合のみ扱う。既婚者の場合は成人と同じ基準で審査する。

2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑦ 契約締結後に、親権者等に契約の事実を通知する

◆ 現在（回答時点から2022年3月31日まで）の通知状況

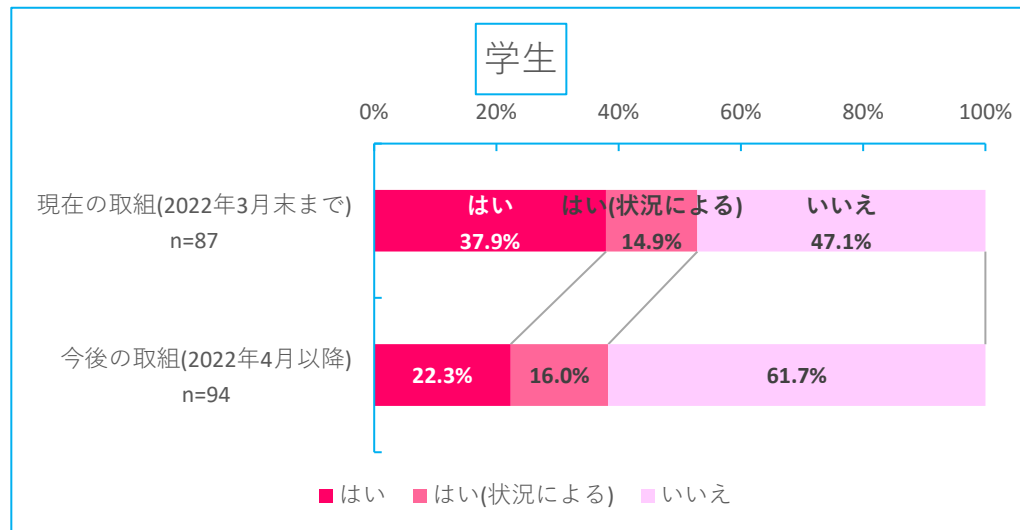
18～19歳の学生の顧客を契約の対象としていると回答した87社のうち、はい、はい（状況による）と回答した52.8%(46社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象としていると回答した91社のうち、はい、はい（状況による）と回答した51.7%(47社)が、契約締結後に親権者に契約の事実を通知していると回答。

◆ 今後（2022年4月1日以降）の通知状況

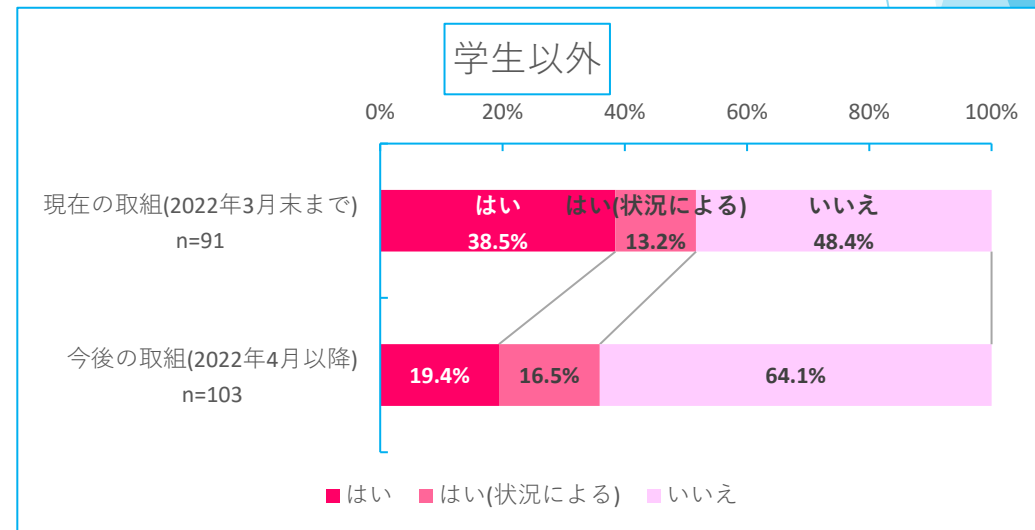
18～19歳の学生の顧客を契約の対象とすると回答した94社(検討中の1社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した38.3%(36社)、学生以外の顧客の顧客を契約対象とすると回答した103社(検討中の2社を除く)のうち、はい、はい（状況による）と回答した35.9%(37社)が、契約締結後に親等に契約の事実を通知する予定と回答。

◇ はい(状況による)と回答した社の補足事項

- ・（学生・学生以外への現在・今後の対応に対し）連帯保証人の場合、契約締結後に親権者（親）等に契約の事実を通知する。



※今後の取組については本来の分母はn=95であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=94とした。



※今後の取組については本来の分母はn=105であるが、検討中と回答した社が2社いたため、分母から控除し、分母はn=103とした。

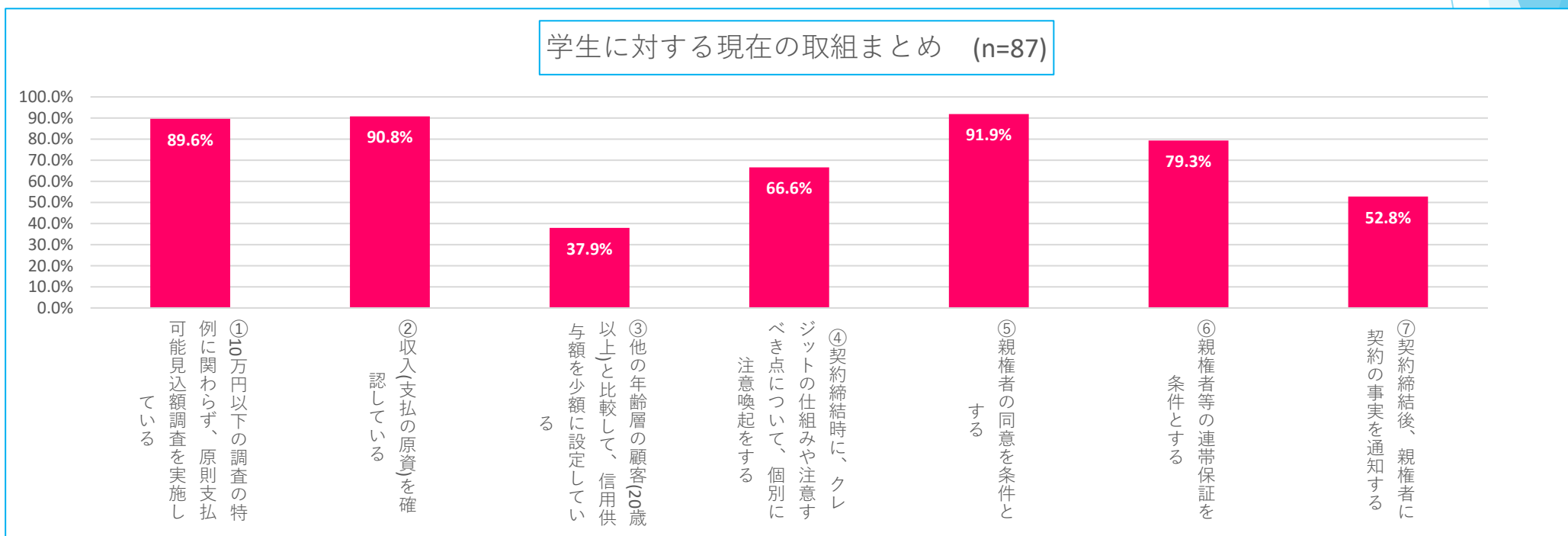
2. 個別信用購入あっせん業者

(3) 各事業者による自主的な取組

⑧ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への現在の取組】

◆ 下記グラフは18～19歳の学生を現在契約の対象としていると回答した87社へ質問した内容への回答結果を示したものである。

◆ 18～19歳の学生を契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している社は87社(100%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は84社(96.6%)、④に留意している先は58社(66.6%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は87社(100%)であった。



2. 個別信用購入あっせん業者

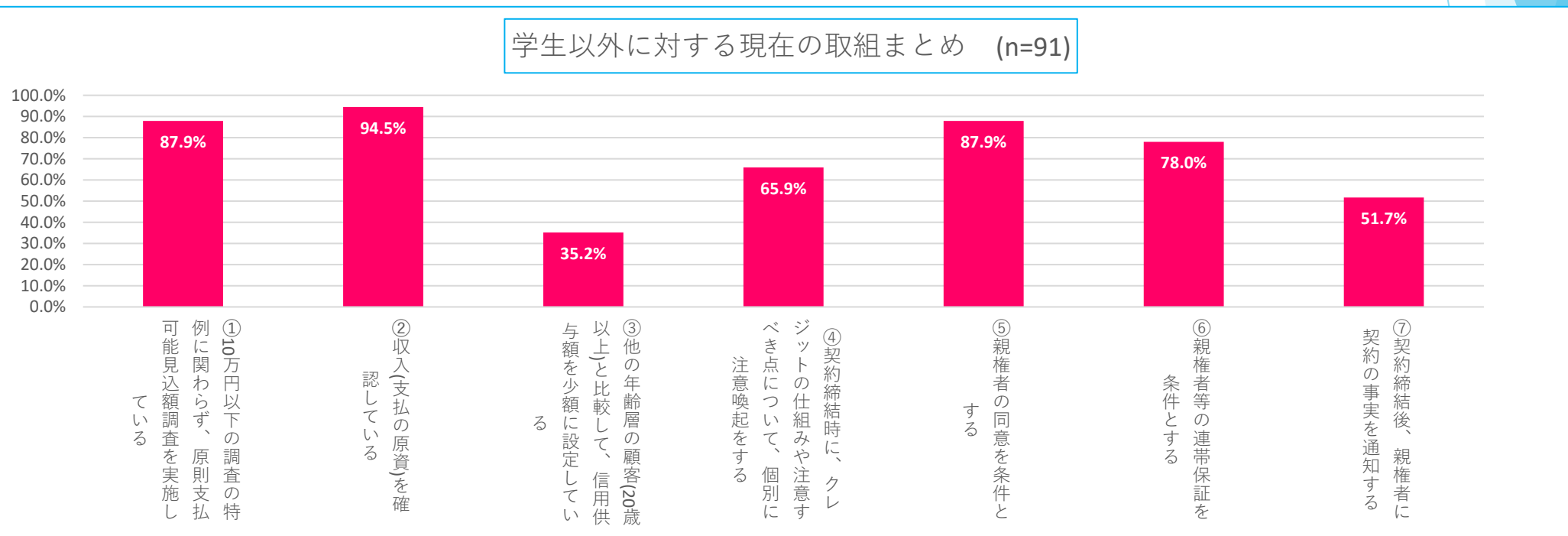
(3) 各事業者による自主的な取組

⑨ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への現在の取組】

◆ 下記グラフは18～19歳の学生以外を現在契約の対象としていると回答した91社へ質問した内容への回答結果を示したものである。

◆ 18～19歳の学生以外を契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している先は91社(100%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は88社(96.7%)、④に留意している先は60社(65.9%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は90社(98.9%)であった。

※1社親権者の同意も親権者等の連帯保証も条件としない社がいたが、未成年との契約は婚姻をしている事が条件となっているため、当協会自主ルール上の問題はない。



2. 個別信用購入あっせん業者

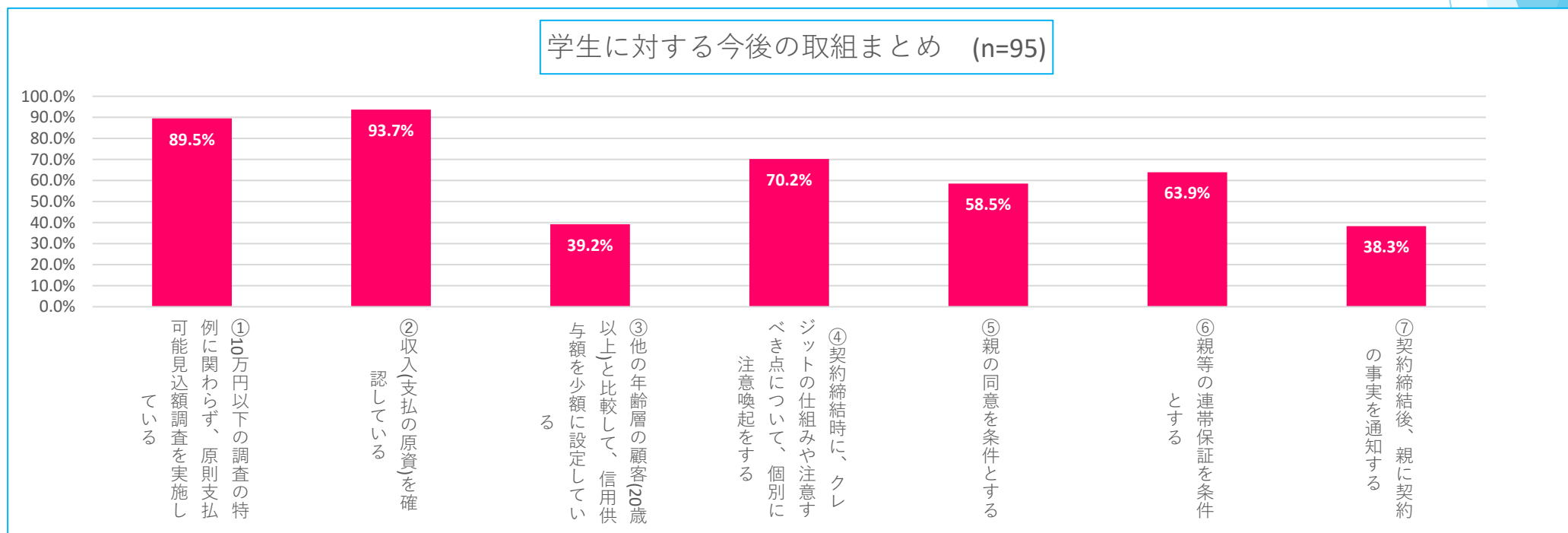
(3) 各事業者による自主的な取組

⑩ 各事業者による自主的な取組まとめ 【学生への今後の取組】

◆ 下記グラフは18～19歳の学生を今後(2022年4月以降)契約の対象とすると回答した95社へ質問した内容への回答結果を示したものである。

◆ 18～19歳の学生を今後(2022年4月以降)契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している先は94社(98.9%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は92社(96.8%)、④に留意している先は66社(70.2%)、⑤～⑦のいずれかに留意している先は70社(73.7%)であった。

◆ 現在の取組と比較すると、質問①～⑦のいずれかに留意しているとした先は100%から98.9%となった。①～③のいずれかに留意しているとした先は96.6%から96.8%へ、④は66.6%から70.2%へ、⑤～⑦のいずれかに留意しているとした先は100%から73.7%となった。



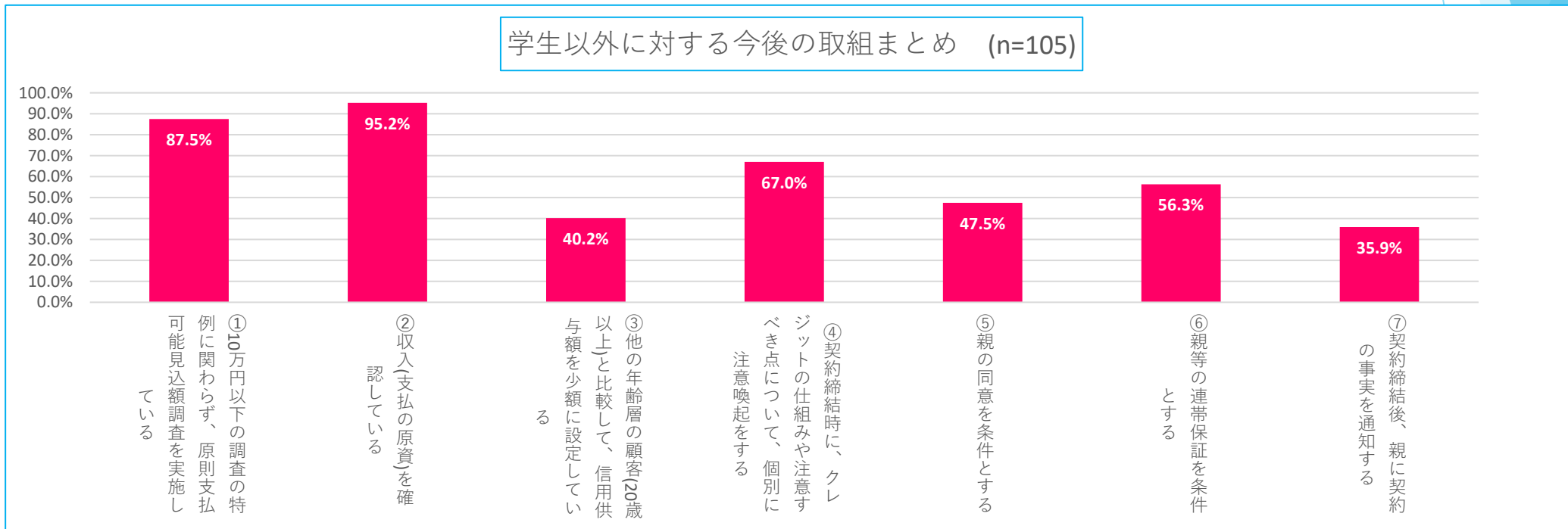
※本棒グラフを作成するにあたって、各設問中で「検討中」と回答した社がある場合は分母より控除して計算した。

2.個別信用購入あっせん業者

(3)各事業者による自主的な取組

⑪各事業者による自主的な取組まとめ 【学生以外への今後の取組】

- ◆下記グラフは18～19歳の学生以外を今後(2022年4月以降)契約の対象とすると回答した105社へ質問した内容への回答結果を示したものである。
- ◆18～19歳の学生以外を今後(2022年4月以降)契約の対象とするにあたり質問①～⑦のいずれかに留意している先は103社(98.1%)であった。このうち、①～③のいずれかに留意している先は101社(96.2%)、④に留意している先は69社(67.0%)、質問⑤～⑦のいずれかに留意している先は68社(64.8%)であった。
- ◆現在の取組と比較すると、質問①～⑦のいずれかに留意しているとした先は100%から98.1%となった。①～③のいずれかに留意しているとした先は96.7%から96.2%へ、④は65.9%から67.0%へ、⑤～⑦のいずれかに留意しているとした先は98.9%から64.8%となった。



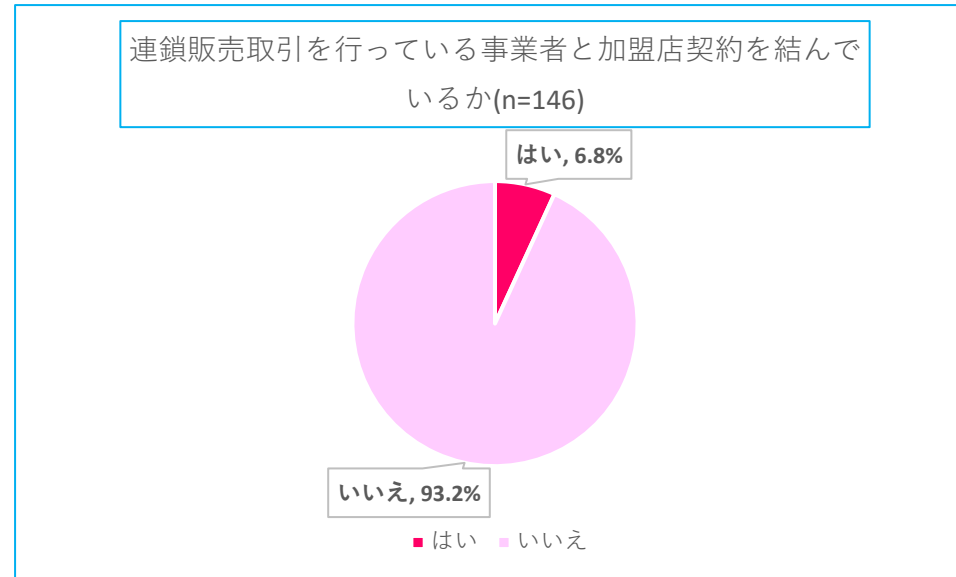
※本棒グラフを作成するにあたって、各設問中で「検討中」と回答した社がある場合は分母より控除して計算した。

2.個別信用購入あっせん業者

(4)連鎖販売取引への対応

①連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいるか

◆個別信用購入あっせん業者の6.8%(10社)が連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいると回答。
(本設問は18~19歳の顧客に限定しない)



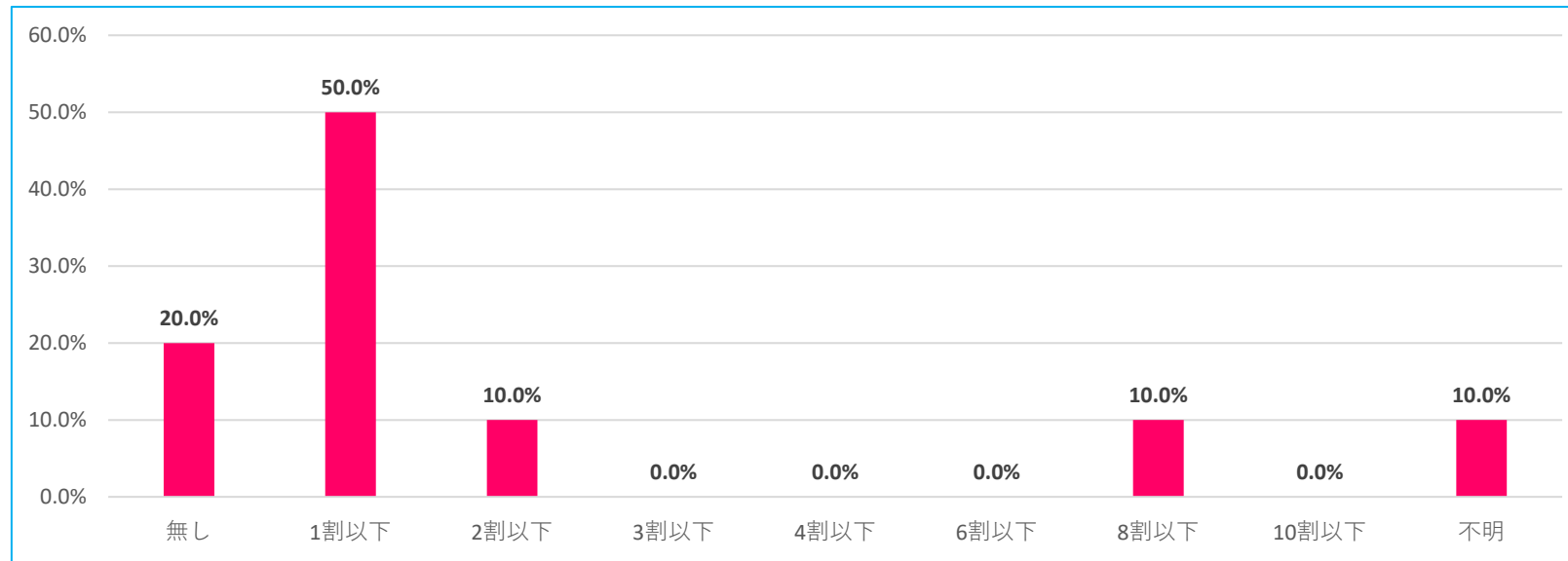


2. 個別信用購入あっせん業者

(4) 連鎖販売取引への対応

- ② 連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、契約の締結を取りやめた割合は、自社の連鎖販売取引に係る個別クレジット契約のうち、年間どれくらいの割合か
【2.-(4)-①の質問にてはいと回答した社が対象 n=10】

◆ 連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいると回答した10社において、自社の連鎖販売取引に係る個別クレジット契約のうち連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、契約の締結を取りやめた年間の割合は以下の通り。



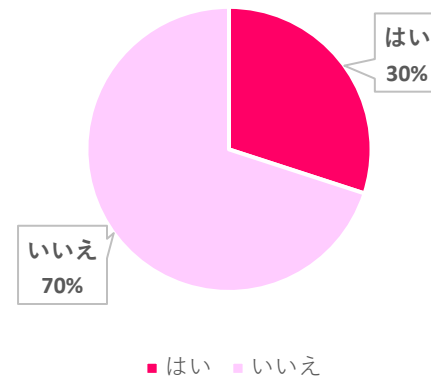
2. 個別信用購入あっせん業者

(4) 連鎖販売取引への対応

③ 18～19歳の顧客に対して連鎖販売取引に係る個別クレジット契約を認めているか【2.-(4)-①の質問にてはいと回答した社が対象】

◆ 連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいると回答した10社において、30.0%(3社)が18～19歳の顧客に対して連鎖販売取引に係る個別クレジット契約を認めていると回答。

18～19歳の顧客に対して、連鎖販売取引に係る個別クレジットの契約を認めているか(n=10)



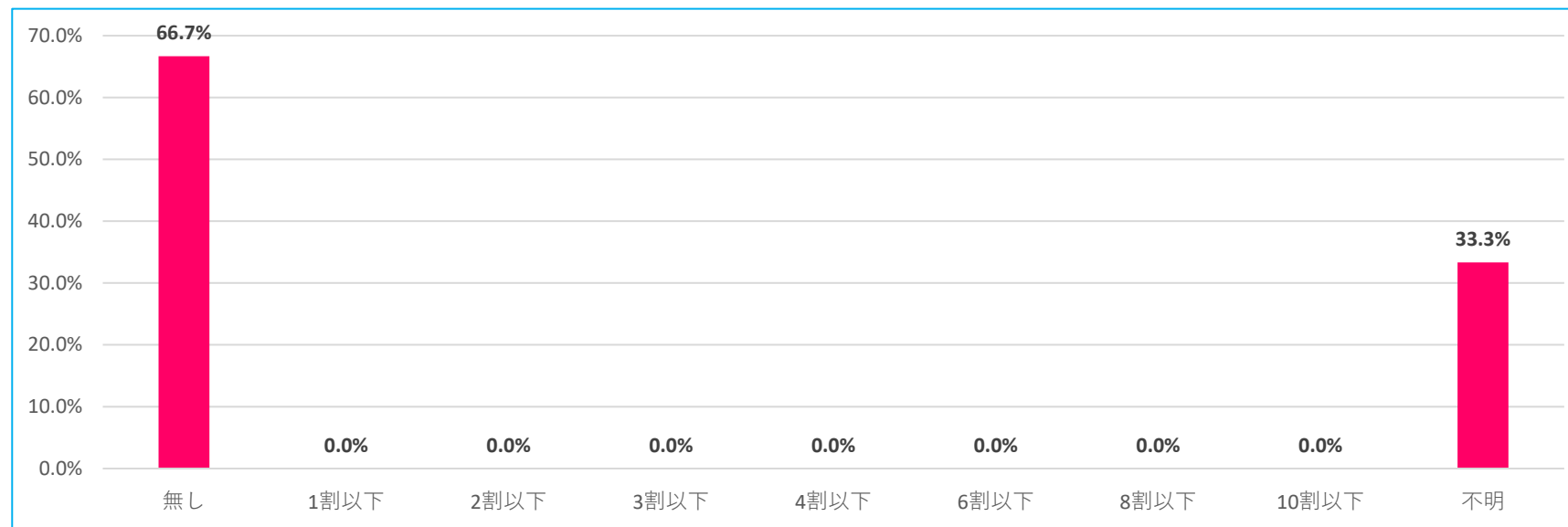


2. 個別信用購入あっせん業者

(4) 連鎖販売取引への対応

④ 連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について、18～19歳の顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、契約の締結を取りやめた割合は、自社の18～19歳の連鎖販売取引に係る個別クレジット契約のうち、年間どれくらいの割合か【2.-(4)-③の質問にてはいと回答した社が対象 n=3】

◆ 連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいると回答した3社において、連鎖販売取引に係る個別クレジット契約について、18～19歳の顧客本人に勧誘行為の確認を行った結果、自社の18～19歳の連鎖販売取引に係る個別契約のうち契約の締結を取りやめた年間の割合は以下の通り。



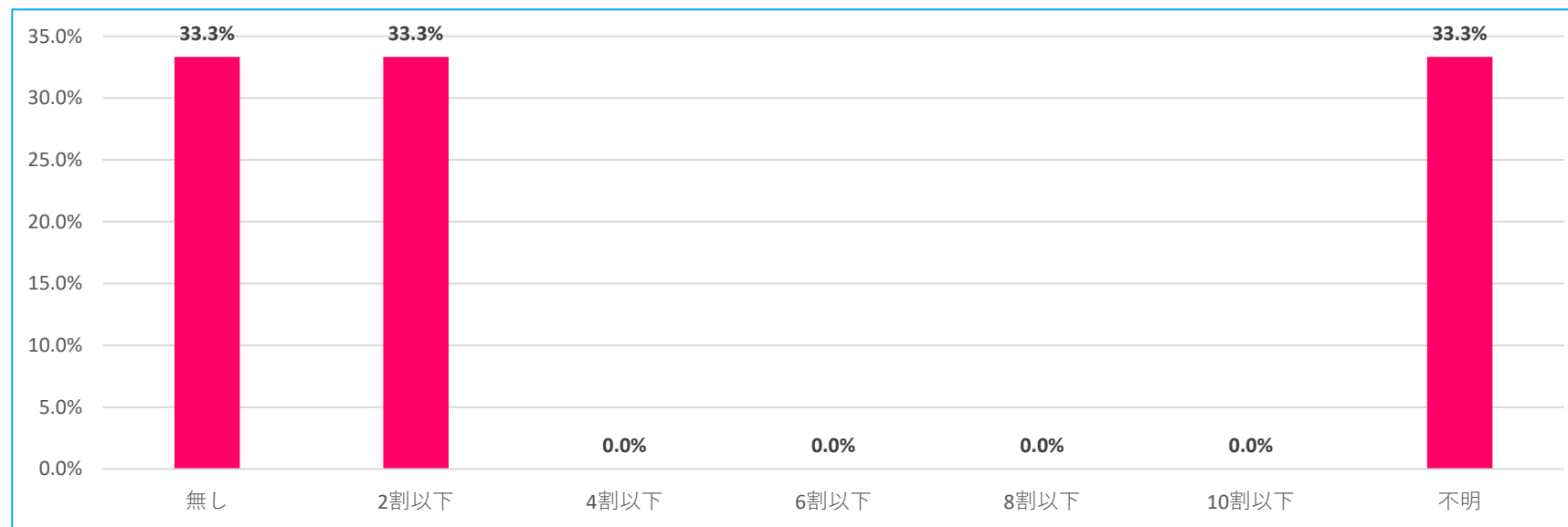


2.個別信用購入あっせん業者

(4)連鎖販売取引への対応

⑤ 18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関するものはどれくらいの割合か【2.-(4)-③の質問にてはいと回答した社が対象 n=3】

◆連鎖販売取引を行っている事業者との加盟店契約を結んでいると回答した3社において、18～19歳の顧客からの相談のうち、連鎖販売取引に関する割合は以下の通り。



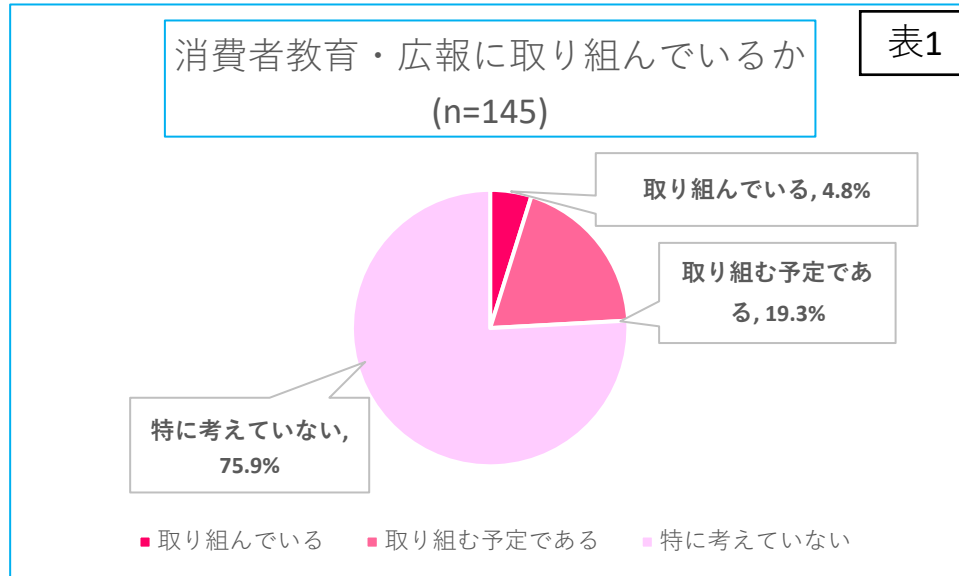
2. 個別信用購入あっせん業者

(5) 成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

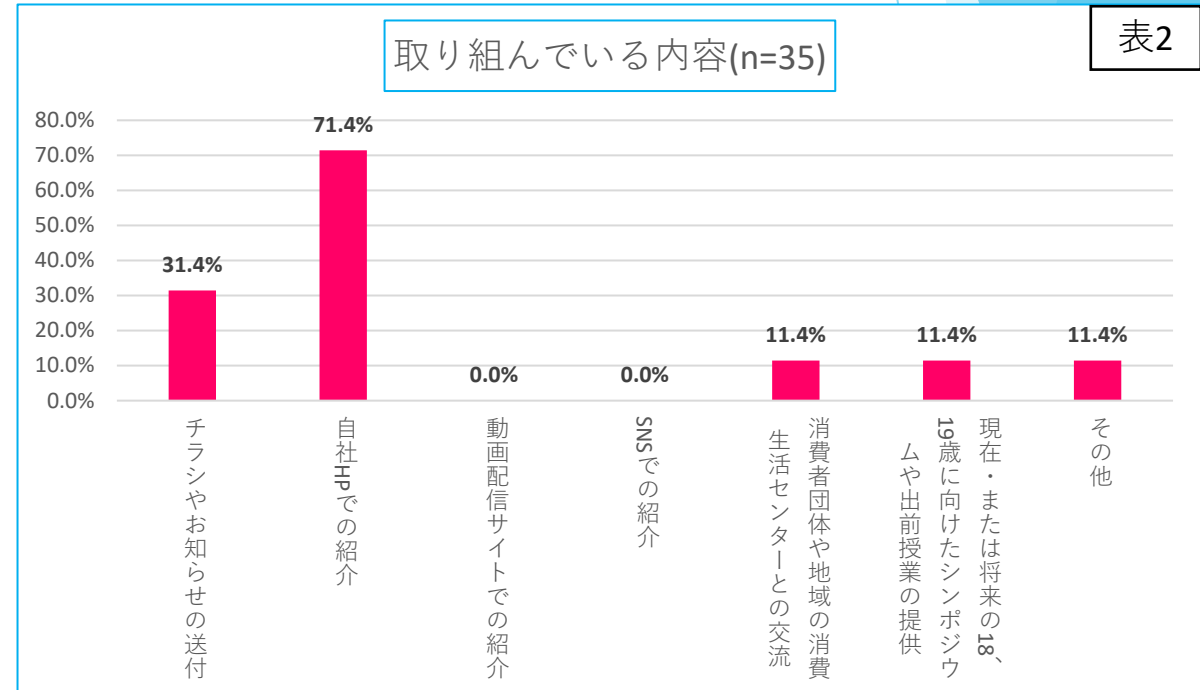
① 2022年4月1日以降の成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいるか

◆ 個別信用購入あっせん業者の24.1%(35社)が成年年齢引下げに向けて、現在、消費者教育や広報に取り組んでいる又は取り組む予定であると回答。

◆ 表1で取り組んでいる又は取り組む予定であると回答した35社のうち、31.4%(11社)がチラシやお知らせの送付を実施、71.4%(25社)が自社ホームページでの紹介を実施すると回答。なお、表2の質問は複数回答可能となっている。



※本質問における本来の分母はn=146であるが、検討中と回答した社が1社いたため、分母から控除し、分母はn=145とした。



2.個別信用購入あっせん業者

(5)成年年齢引下げに向けた消費者教育や広報について

①前頁表2「その他」の回答内容

その他回答内容

- ・20歳以上であっても、若年層の場合は、特に慎重な審査を心掛けている
- ・自社ホームページ内で（一社）日本クレジット協会のホームページへリンクして啓発している
- ・提携する学校への周知活動等を実施予定